

ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の 事後評価について

令和 6 年 1 2 月 1 3 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

(趣旨)

2024 年 9 月 4 日、9 月 27 日、10 月 15 日、11 月 7 日付けにて経済産業大臣及び各経済産業局長等から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に意見聴取があったところ、10 月 1 日及び 11 月 22 日の委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされた。その後、11 月 27 日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告する。

当該報告を踏まえ、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議いただく。

1. ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2024 年 9 月 4 日、9 月 27 日、10 月 15 日、11 月 7 日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号）I 第 2（2 3）、（3 9）⑤及び（4 0）⑤に基づくガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があった。10 月 1 日及び 11 月 22 日に開催された委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされた。

11 月 27 日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の 2023 年度託送収支の事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認した。その結果について資料 4－1 のとおり報告する。（対象事業者全体の確認結果は資料 4－2 のとおり。）

なお、今回の事後評価の対象とならなかった、本年 10 月以降に託送収支計算書を公表した 8 事業者については 2025 年 1 月以降の料金制度専門会合にてご確認いただき、その結果を 2 月以降の本委員会にて報告することとしたい。

2. 経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について

上記 1. を踏まえ、委員会として資料 4－3 のとおり、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたい。

（1）事後評価の対象事業者のうち株式会社エナジー宇宙（北本エリア）及び小千谷市の 2 社については、2023 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。

上記のうち、株式会社エナジー宇宙（北本エリア）については、期日^{*1}までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更

命令の対象となる。

また、小千谷市については、2025 年 4 月 1 日付けで、北陸瓦斯株式会社に事業譲渡を行う予定とされているため、今後の対応を改めて確認し、料金制度専門会合及び委員会に確認結果を報告することとしたい。

※1 2025 年 4 月 1 日：エナジー宇宙（北本エリア）

（2）事後評価の対象事業者のうち栃木ガス株式会社、鷺宮ガス株式会社、小千谷市、福山瓦斯株式会社、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社、ENEOS エルエヌジーサービス株式会社の 7 社については、2023 年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス 5 % を超過した。

上記のうち、栃木ガス株式会社、鷺宮ガス株式会社、福山ガス株式会社、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社の 5 社は、期日^{※2}までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

なお、ENEOS エルエヌジーサービス株式会社については、本年 4 月 1 日に託送供給約款の料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する。

また、小千谷市については、2025 年 4 月 1 日付けで、北陸瓦斯株式会社に事業譲渡を行う予定とされているため、今後の対応を改めて確認し、料金制度専門会合及び委員会に確認結果を報告することとしたい。

※2 2025 年 1 月 1 日：福山瓦斯株式会社、2025 年 4 月 1 日：栃木ガス株式会社、鷺宮ガス株式会社、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社

（3）上記（1）（2）に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められなかった。

以上

（参考）経緯・開催実績及び今後の予定

2024 年 9 月 4 日、9 月 27 日	経済産業大臣及び各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取（137 事業者分）
10 月 1 日	第 536 回電力・ガス取引監視等委員会
10 月 5 日、11 月 7 日	不備のあった意見聴取文書について、経済産業大臣及び該当の経済産業局長から再度意見聴取
11 月 22 日	第 544 回電力・ガス取引監視等委員会
11 月 27 日	第 63 回料金制度専門会合にて 137 者の評価結果確認
12 月 13 日（本日）	第 546 回電力・ガス取引監視等委員会 （経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議）
12 月中	経済産業大臣及び各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取（8 事業者分）
2025 年 1 月以降	料金制度専門会合にて 8 事業者の評価結果確認
2 月以降	電力・ガス取引監視等委員会 （経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議）

ガス導管事業者の託送収支の事後評価について

第６３回 料金制度専門会合
事務局提出資料

２０２４年１１月２７日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）
- (3) 今後のスケジュール

2. 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の評価（フォローアップ）

1. (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- 電力・ガス取引監視等委員会（2024年10月1日、11月22日）にて、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2023年度における託送収支の事後評価等に関して、事務局が行った評価を料金制度専門会合において確認いただくこととされた。

1. 趣旨

2024年9月4日、9月27日、10月15日及び11月7日にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会に対して、ガス導管事業者における託送収支の事後評価について意見聴取がなされたことを受け、事務局において実施した事後評価についてご確認いただきたい。

※なお、10月1日の委員会後に意見聴取文に誤りが発見されたことを受け、経済産業大臣、東北経済産業局長、関東経済産業局長及び近畿経済産業局長から10月15日に、中部経済産業局長及び中国経済産業局長から11月7日に改めて意見聴取を受付。

2. 進め方

- ①対象：託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（145社）のうち、今般意見聴取のあった、137社（本年9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者）。
なお、10月以降に託送収支計算書が公表される事業者（8社）については、今後意見聴取が行われる見込み。
- ②評価内容：料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）

3. 対象事業者

- 全国のガス導管事業者（219社※₁）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（145社）について、2023年度における託送収支を評価する。
- 今般の会合においては、このうち本年9月末までに託送収支計算書が公表された137社について評価を行う。

	一般ガス導管事業者（191※ ₁ ）	特定ガス導管事業者（30※ ₁ ）
今般の事後 評価の対象 （137社）	2024年9月末までに託送収支が公表された事業者	
	託送供給約款制定（113）	託送供給約款制定（22）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※ ₃	承認事業者であるが供給条件を届出（2）※ ₃
次回の事後 評価の対象 （8社）	2024年10月以降に託送収支が公表される事業者	
	託送供給約款制定（7）	託送供給約款制定（1）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※ ₃	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※ ₃
	上記以外（71）※ ₂	上記以外（5）※ ₂

※₁ 一般ガス導管事業と特定ガス導管事業両方のライセンスを所有している事業者が2社（東京ガスネットワーク㈱、北海道瓦斯㈱）があるため、合計が合わない。
※₂ 前年度末のガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
※₃ 上記により、託送供給約款の制定不要承認を受けても供給条件を届け出ている事業者は本評価の対象。
※ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

1. (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

本年度の事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準に基づき、以下の進め方で実施した。

- ① **各社の超過利潤累積額**について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**一定水準額**」を超えている事業者を抽出。（ストック管理）
- ② **各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率**について、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**マイナス5%**」を超えている事業者を抽出。（フロー管理）
- ③ **上記①、②に該当する事業者**について、**期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか**を聴取。
なお、②において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的か否かを確認。

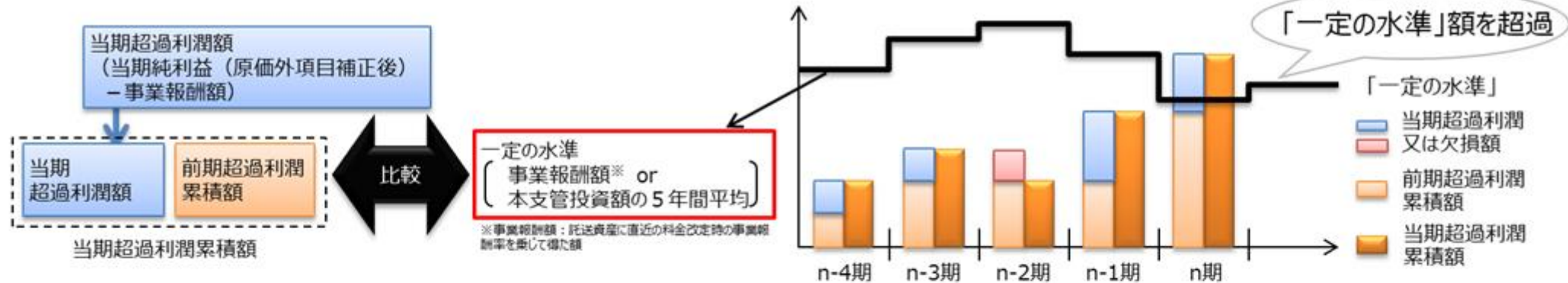
⇒これらの結果については、**次回以降の電力・ガス取引監視等委員会に報告し、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する本委員会の意見を回答**する予定。

（参考：2024年11月22日 電力・ガス取引監視等委員会 資料3）

各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、
経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動

託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

<フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明
事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値下げ要請
託送料金の

一定の乖離率（マイナス5%）を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動（※）

変更命令の発動

（※）原価算定期間等（原則3年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

①ガス導管事業者の超過利潤の状況 <ストック管理基準結果概要>

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果、(株)エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市の2社が、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過。

超過利潤累積額 (2023年度末)	一般ガス導管事業者（129件）		特定ガス導管事業者（29件）		合計
	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	2 ・エナジー宇宙（北本エリア） ・小千谷市	0	0	0	2
一定水準額の2/3～3/3	4	2	1	0	7
一定水準額の1/3～2/3	4	3	2	0	9
0～一定水準額の1/3	4	4	3	0	11
0未満	61	45	20	3	129

※ 各社公表資料（2024年10月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
※ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントするため、事後評価の対象事業者数と表中の対象者数の合計は一致しない。

②ガス導管事業者の乖離率の状況 <フロー管理結果概要>

- 各社の乖離率について確認した結果、ENEOSエルエヌジーサービス(株)、栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、福山ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)の7社の乖離率が、変更命令の発動基準となる「マイナス5%」を超過。
- ENEOSエルエヌジーサービス(株)については、2024年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。（同社の料金値下げに関するフォローアップについては、スライド18以降を参照）

乖離率 (2023年度末)	一般ガス導管事業者（105件）		特定ガス導管事業者（13件）		合計
	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	
－5%を超過	4 ・栃木ガス(株) ・鷺宮ガス(株) ・小千谷市 ・大牟田瓦斯(株)	1 ・福山ガス(株)	2 ・ENEOSエルエヌジーサービス(株) ・三愛オブリ(株)	0	7
－5% ～ －2.5%	3	5	0	0	8
－2.5% ～ 0%	2	5	0	0	7
0%より大きい	5 3	3 2	1 0	1	9 6

※ 各社公表資料（2024年10月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントする。
- ・ 乖離率計算書が作成されない原価算定期間中の事業者はカウントしない。
- ・ 承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるためカウントしない。

③超過事業者の料金値下げ意向 <ストック管理超過事業者>

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した2社（**（株）エナジー宇宙（北本エリア）**、**小千谷市**）については、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となる。
- **（株）エナジー宇宙（北本エリア）**については、**期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。**
- **小千谷市**については、**来年4月に北陸瓦斯（株）に事業を譲渡することとしており、対応を検討中。**

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。
ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。
➤ 2025年4月1日：2社（**（株）エナジー宇宙（北本エリア）**、**小千谷市**）

③超過事業者の料金値下げ意向 <フロー管理超過事業者>

- 乖離率がマイナス5%を超過した6社（栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、福山ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)）については、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となる。
- ただし、事業者から現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明がなされ、本会合において、合理的だと判断した場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- 上記6社について、期日※2までに料金の値下げ届出を提出する予定であるか、あるいは、合理的な説明を行うかを確認したところ、**小千谷市以外の5社については値下げ届出を提出する予定である旨を確認した。**
- **小千谷市については、来年4月に北陸瓦斯(株)に事業を譲渡することとしており、対応を検討中。**

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

※2 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が-5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➤ 2025年1月1日：1社（福山ガス(株)）、2025年4月1日：5社（栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)）

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

<一般ガス導管事業者関係>

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過基準累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
 - イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同上第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。
 - ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）
(略)
- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
(略)

<特定ガス導管事業者関連>

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ～ ④ (略)
- ⑤ 同項第5号関係
「公表の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。
 - イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当該超過利潤累積額が一定水準を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公表の利益の増進に支障がないものとする。
 - (i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。
 - (ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）
(略)
 - ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
(略)

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

＜承認特定ガス導管事業者関連＞

第二 処分の基準

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① ～ ④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この(40)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

(略)

(1. (1)、(2)のまとめ)

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、本会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよい。

- 2社（㈱エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市）については、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。
- 7社（栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、小千谷市、福山ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱、ENEOSエルエヌジーサービス㈱）については、乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。
- 上記事業者のうち、㈱エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、福山ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱の6社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

なお、ENEOSエルエヌジーサービス㈱については、2024年4月1日に託送供給約款の料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する。

また、小千谷市については、来年4月に北陸瓦斯㈱への事業譲渡が予定されているため、今後の対応を改めて確認する。

※ 2025年1月1日：1社（福山ガス㈱）、2025年4月1日：5社（エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱）

1.（3）今後のスケジュール

- 本日の事後評価の対象とならなかった、**10月以降に託送収支計算書を公表する事業者（8社）**については、**2025年1月以降に事後評価**を行う。
- また、**2025年5月を目途に、2023年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価の結果**をとりまとめる。

時期	内容
2024年11/27 【本日】	・2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価 【料金制度専門会合】 （9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者）
2024年 12月以降	・経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答① 【電力・ガス取引監視等委員会】
2025年 1月以降	・2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価 【料金制度専門会合】 （10月以降に昨年度の託送収支計算書を公表した事業者等）
2025年 2月以降	・経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答② 【電力・ガス取引監視等委員会】
2025年 5月目途	・料金の値下げ届出内容の確認 【料金制度専門会合】 ・2023年度の事後評価とりまとめ結果報告 【料金制度専門会合／電力・ガス取引監視等委員会】

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）
- (3) 今後のスケジュール

2. 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の評価（フォローアップ）

本日ご確認いただきたい事項

- **2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価**において、ストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、**料金改定届出を行った6社の届出の内容等の評価**をご確認いただく。

1. 趣旨

昨年度の事後評価の結果、変更命令の対象とされた事業者について、追加的な分析・評価として、実際の値下げ届出が行われている場合、その届出内容の評価（フォローアップ）を行う。

2. 進め方

（1）対象：2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、ストック管理（超過利潤累積額）、フロー管理（乖離率）の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った8社のうち、第54回の本会合（2024年2月19日）において、届出内容を確認済の館林瓦斯(株)及び山口合同ガス(株)を除く6社

- ◆ スtock管理基準超過：①ENEOSエルエヌジーサービス(株)、②大津市
- ◆ フロー管理基準超過：③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市、⑥筑後ガス圧送(株)

（2）評価内容：追加的な分析・評価（提出された値下げ届出の確認）

(参考) 昨年度の事後評価結果

- 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、ストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った8社（ENEOSエルエヌジーサービス(株)、由利本庄市、東海ガス(株)（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯(株)、山口合同ガス(株)、筑後ガス圧送(株)、大津市）が料金改定届出の内容等を確認する対象。
- ただし、館林瓦斯(株)及び山口合同ガス(株)は、第54回会合（2024年2月19日）において料金届出の内容等を確認済（評価済）。

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよい。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、1社（ENEOSエルエヌジーサービス）については、2022年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。この1社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

- 7社（由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。一方、このうち1社（福山ガス）について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、こちらは変更命令の対象外とする。残りの6社（由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、山口合同ガス、筑後ガス圧送）について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年1月1日：館林瓦斯、山口合同ガス

※2024年4月1日：由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送

1. ガス導管事業者の2022年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2023年11月1日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づくガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があった。11月10日に開催された委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされた。

11月20日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認した。その結果について資料4-1のとおり報告する。

また、11月20日の料金制度専門会合後の11月24日に、近畿経済産業局から委員会事務局に対して一般ガス導管事業者である大津市のガス託送収支の報告（※）があり、確認したところ、2022年度終了時点での超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることが判明し、期日（2024年4月1日）までの値下げ届出を実施する予定であることを確認した。

※大津市から近畿経済産業局に対して11月14日に託送収支の報告がなされていたが、11月20日に開催された料金制度専門会合では議会未承認として事後評価の確認を行っていなかったもの。

2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の概要

(1) スtock管理基準（超過利潤累積額）超過：①ENEOSエルエヌジーサービス(株)、②大津市

(2) フロー管理基準（乖離率）超過：③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市、
⑥筑後ガス圧送(株)

事業者名	一導／ 特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入の 有無
① ENEOS エルエヌジーサービス(株)	特導	2012年	青森県 八戸市	2,000万円	50名	－	15	無
② 大津市	一導	1934年	滋賀県 大津市	254億807万円	69名	大津市	108,970	有
③ 由利本庄市	一導	1960年	秋田県 由利本庄市	9億7,415万円	13名	秋田県 由利本庄市	8,618	無
④ 東海ガス(株) (下仁田地区)	一導	1966年	静岡県 焼津市	9億2,500万円	221名	静岡県焼津市・ 藤枝市・島田市、 群馬県下仁田町	56,442	無
⑤ 魚沼市	一導	1960年	新潟県 魚沼市	17億2,919万円	12名	新潟県魚沼市	8,500	無
⑥ 筑後ガス圧送(株)	特導	2012年	福岡県 久留米市	2億円	14名	－	－	無

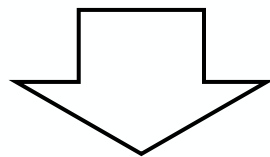
料金改定届出の妥当性確認における方針

(1) スtock管理基準超過事業者に対するフォローアップ

【確認内容】

2022年度ガス導管事業者の事後評価において、ストック管理（超過利潤累積額）の基準が超過し、料金改定を行った2社（①ENEOSエルエヌジーサービス株、②大津市）においては、ガス事業託送供給約款料金算定規則（以下「料金算定規則」という。）に基づき、新料金における想定費用が適正に算定されているかを確認。

- 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。
- 2) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者（②大津市）においては、届出上限値方式ではなく、総括原価方式により算定されているか。



【対応案】

上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とはいえない事業者については、「2024年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、実績が想定と乖離している場合には、2025年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

（参考条文）ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）

第二章 一般ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定

（減少事業報酬額の算定）

第十条 一般ガス導管事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた一般ガス導管事業者であって法第四十九条第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五第三表を作成しなければならない。

2（略）

3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第十四条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）とする。）に一から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第六条第一項又は第五項及び第六項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額であって、第一項に規定する一般ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する一般ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（届出託送供給約款料金原価等の算定）

第十七条 法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条までにおいて「届出事業者」という。）は、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。ただし、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額が零でない届出事業者又は同様式第三第五表の乖離率がマイナス五パーセントを超えている届出事業者（現行託送供給約款料金を維持することが妥当であると認められる者を除く。）が改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたとき、法第四十八条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があったとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を変更する場合（改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた日以後、第十四条第一項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたことがある場合及び第十九条第二項の規定により届出託送供給約款料金原価等を算定し、法第四十八条第六項の規定による届出をしたことがある場合を除く。）は、原資算定期間を定め、第二号に掲げる方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。

一 届出上限値方式

二 総括原価方式

第三章 特定ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定

(減少事業報酬額の算定)

第三十三条 特定ガス導管事業者（法第七十六条第一項ただし書の承認を受けた特定ガス導管事業者であって法第七十七条第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の特定ガス導管事業者を除く。）

は、減少事業報酬額を算定し、様式第十六第三表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により前項に規定する特定ガス導管事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第三十七条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）とする。）に一から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第二十九条第一項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額であって、第一項に規定する特定ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する特定ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第二十九条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

①ENEOSエルエヌジーサービス(株) 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。

ENEOSエルエヌジーサービス(株)は、2022(令和4)年度末時点の一定水準超過額(約1.7億円)のうち、還元額及び内部留保相当額分を新料金算定時に控除する必要あり。

第2表

超過利潤累積額管理表

事業者名 ENEOSエルエヌジーサービス株式会社

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(単位:千円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額) ① (うち前期乖離額累積額) ⑦	22,483 (▲ 44,482)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額) ② (うち想定原価と実績費用との乖離額) ⑧	152,415 (▲ 91,019)	
還元額 ③	0	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額) ④=①+②-③ (うち当期乖離額累積額) ⑨=⑦+⑧	174,898 (▲ 135,501)	
一定水準額 ⑤	1,006	託送資産額 93,463 事業報酬率 1.076%
一定水準超過額 ⑥=④-⑤	173,892	

[注] 一定水準額はガス事業託送供給収支計算規則 別表第3、2.(3)②ロの額を適用

①ENEOSエルエヌジーサービス(株) 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。

ENEOSエルエヌジーサービス(株)は、料金算定規則第33条に基づき、還元額及び内部留保相当額を算定。

<還元額>

- 同条第3項に基づき、還元額を以下の通り計算すると、104,335千円となる。

$$((173,892 - 21,435) \times (1 - 0) + 21,435) \div 5 \times 3 = 104,335 \text{千円}$$

還元額 = [一定水準超過額 × (1 - 効率化比率) + 還元義務額残高] ÷ 5 × 原価算定期間年数
 (事業報酬額を超える場合は事業報酬額を下回らない額)

※一定水準超過額 = 一定水準超過額 - 前期の一定水準超過額

- ENEOSエルエヌジーサービス(株)の事業報酬額は727千円につき、還元額が事業報酬額を上回るため、同条第3項に基づき、還元額は727千円を適用。

様式第14 (第29条第1項関係)

事業報酬算定総括表

(原価算定期間: 令和6年4月~令和9年3月) (単位: 千円)

		金額	備考
レイトベース	固定資産投資額	4,228	
	運転資本	80,967	
	繰延資産残高	0	
	計	85,195	
事業報酬率		0.853 %	
事業報酬額		727	

ENEOSエルエヌジーサービス(株) 令和6年3月13日付け「託送供給約款変更届出書」より抜粋

<内部留保相当額>

- ENEOSエルエヌジーサービス(株)の内部留保相当額は▲36,056千円につき、同条第1項により、内部留保相当控除額は0を適用。

第4表

内部留保相当額管理表

事業者名 ENEOSエルエヌジーサービス株式会社

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(単位: 千円)

項目	金額	備考
前期末内部留保相当額 (①)	▲ 188,471	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	152,415	
還元額 (③)	0	
当期導管投資額 (又は当期特定導管投資額) (④)	0	
当期内部留保相当額 (⑤=①+②-③-④)	▲ 36,056	還元義務額残高: 21,435千円

ENEOSエルエヌジーサービス(株)「令和4年度 託送供給関連業務に関する会計整理」資料より抜粋

様式第16 (第31条から第35条まで関係)

第3表

減少事業報酬総括表

(単位: 千円)

項目	金額	備考
還元額 (1)	727	
内部留保相当額控除額 (2)	0	
減少事業報酬額 (3) = (1) + (2)	727	

ENEOSエルエヌジーサービス(株)「令和4年度 託送供給関連業務に関する会計整理」資料より抜粋

①ENEOSエルエヌジーサービス(株) 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。

還元額及び内部留保相当控除額から**減少事業報酬額**を決定し、**新料金の算定から控除**していることを確認。

- 前頁で算定した還元額と内部留保相当控除額から、減少事業報酬額は727千円と算出
- ただし、ENEOSエルエヌジーサービス(株)は小売託送及び連結託送を営んでいるため、減少事業報酬額727千円を小売託送と連結託送の供給量で按分し、小売託送に係る減少事業報酬額を算出。
⇒小売託送分：707千円

様式第16 (第31条から第35条まで関係)
第4表

減少事業報酬額の減少機能別原価整理表 (単位:千円)

機能別原価項目		金額
ホルダー原価		0
供給需要原価	高圧導管原価	303
	中圧導管原価	210
	中圧A導管原価	210
	中圧B導管原価	0
	低圧導管原価	0
	計	513
需要家原価	供給管原価	15
	メーター原価	100
	検針原価	11
	内管保安原価	0
	計	126
託送供給特定原価		68
合 計 (減少事業報酬額)		707

様式第16 (第31条から第35条まで関係)
第3表

減少事業報酬総括表 (単位:千円)

項目	金額	備考
還元額(1)	727	
内部留保相当額控除額(2)	0	
減少事業報酬額(3) = (1) + (2)	727	

ENEOSエルエヌジーサービス(株) 令和6年3月13日付け「託送供給約款変更届出書」より抜粋

- 小売託送に係る減少事業報酬額を料金算定規則第34条に規定する様式第16第4表のとおり各原価に振り分けていることを確認した。

①ENEOSエルエヌジーサービス(株) まとめ

前頁の還元額・内部留保相当額の控除、託送供給依頼者へのヒアリングを踏まえた需要量予測等を実施し、算定規則第25条から第36条に基づき、新料金を設定。2024年4月 1 日から適用。

需要量 (千m ³)				2024年4月料金改定時の 想定需要量算定の根拠
原価算定期間 (2021~2023年度) の 想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2023年度の 実績見込み	2024年4月料金 改定時の想定 3 年平均	
269,452	342,915	376,488	287,595	2021~2023年度においては大口需要先の設備稼働率が想定を上回ったことによる増が要因。 一方、2024年の料金改定に係る契約情報を基に需要量減で想定。

費用 (千円)				2024年4月料金改定時の 想定費用算定の根拠
原価算定期間 (2021~2023年度) の 想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	
677,992	743,548	735,310	632,940	費用の大宗を占める導管の賃借料等が減少したことによる減が要因。

2022年度乖離率計算書			新料金	
現行料金算定時の 想定単価 (円/m ³) (A)	2022年度 実績単価 (円/m ³) (B)	2022年度乖離率 ※2	2024年度改定後の 平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
2.52	2.17	▲13.89	2.20	▲12.53

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 算定規則第10条第1項で減少事業報酬額の算定について定めているところ、「託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く」とされているため、**大津市は減少事業報酬額の算定が義務付けられていない。**
- そのため、次ページ以降で、**大津市が実施した料金改定値下げに係る検討結果を確認した。**

第4表

内部留保相当額管理表

事業者名 大津市企業局

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

(単位: 千円)

項 目	金 額	備 考
前期末内部留保相当額 (①)	-2,104,786	
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (②)	259,994	
還元額 (③)	0	
当期導管投資額 (又は当期特定導管投資額) (④)	210,030	
当期内部留保相当額 (⑤ = ① + ② - ③ - ④)	-2,054,822	還元義務額残高: 0

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 大津市においては、まずは、**超過利潤が発生した要因分析**を実施。
- コロナ禍に伴う巣ごもり需要増や、料金体系が細分化されていないこと等により超過利潤が累積している**ことを把握。

2. 超過利潤の一定水準額超過とその要因分析

(1) 超過利潤・超過利潤累積額の算定方法

- 現行の託送料金は平成28年度に設定したものであり、平成29～令和元年度の3年間の原価計算を想定したもの①に基づいており、それを基に毎年、超過利潤の算定を行っている。
- 毎年算定する超過利潤④は、料金算定基準の225百万円②を基本として、当年度純利益（調整後）③との差額により算出している④＝③－②。④の超過利潤を累積したものが超過利潤累積額⑤である。

項目名	単位	料金算定基準	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績
託送供給量	(百万m3)	164	170	163	143	132	140	135
うち500m3/月以下の託送供給量	(百万m3)	36	39	36	34	38	39	36
託送収益	(百万円)	① 3,381	3,564	3,408	3,204	3,436	3,505	3,344
うち500m3/月以下の託送収益	(百万円)	2,584	2,738	2,598	2,463	2,728	2,758	2,614
託送費用	(百万円)	3,166	3,260	3,233	2,947	2,864	2,859	2,865
うち変動費（事業者間精算費）	(百万円)	550	564	549	495	464	483	462
うち固定費（事業者間精算費以外の費用）	(百万円)	2,616	2,697	2,684	2,452	2,400	2,376	2,403
当期純利益（調整後）（※）	(百万円)	② 225	③ 307	179	263	579	652	485
超過利潤	(百万円)	-	④ 82	-46	38	354	427	260
超過利潤累積額	(百万円)	-	⑤ 82	36	74	428	855	1,115

（※）当期純利益（調整後）とは、超過利潤を算定する過程において、一定のルールに基づき調整（加除）した後の利益であるため、上表の「託送収益－託送費用」の結果とは合致しない。

一定水準額（百万円）

822

超過利潤累積額 > 一定水準額
1,115百万円 > 822百万円
⇒ 料金改定が必要となった

7

(3) 超過利潤が累積した要因分析

【事象の要因分析、他都市調査の結果】

- ① **収益面の変化** 託送収益の変動に大きな影響を及ぼす0～500m³/月の使用量が、コロナ禍に伴う巣籠需要により、料金算定基準に対して令和2年度は144百万円、令和3年度は174百万円それぞれ上回った。
- ② **費用面の変化** 令和2～4年度において、託送供給量の減少（p6参照）に伴い「事業者間精算費」と呼ばれる「本市が大阪ガスネットワークに支払う託送料」が減少した。
- ③ **他都市調査の結果** 託送料金表0～500m³/月区分は細分化するのが一般的であることがわかった。コロナ禍に伴う影響は同じであるものの、他都市においては大きな超過利潤の累積は生じていないことから、本市の超過利潤が累積したひとつの要因であると想定する。

課題1. 需要予測、費用の想定に変化が生じている

対策⇒ 近年の状況を踏まえた需要予測を行い、事業全体の原価を洗い直す。

課題2. 標準託送料金区分の0～500m³料金表が一般的でない

対策⇒ ご使用量に応じより細やかにお支払額を算出されるよう区分を細分する。

※より細やかに区分することで、より一層の公平性を期すと共に、超過利潤の発生を抑制する効果も期待できる。

料金値下げ改定をするにあたり、上記対策により、持続可能な経営を維持しつつ、超過利潤の発生を抑制する。

9

27

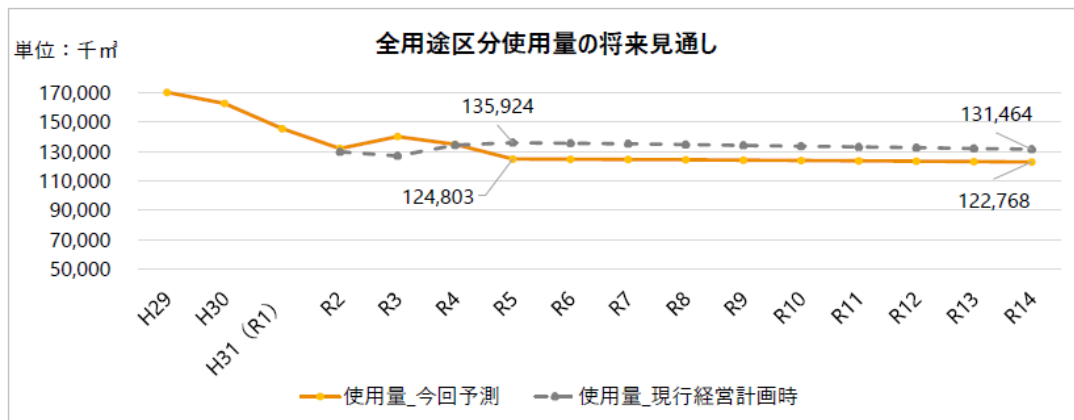
②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 大津市においては、過去実績を踏まえた需要予測、現行料金を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により、要値下げ額を算定。

(2) 需要予測の結果

ガス使用量シミュレーションを行った結果、ガス使用量全体は令和4年度実績と比較して、令和14年度では91%と▲9%減少する見通しとなった。

- 用途区分「家庭用」のガス使用量（令和14年度）：▲9%減少（対令和4年度実績）
- 用途区分「工業用」のガス使用量（令和14年度）：▲10%減少（対令和4年度実績）
- 用途区分「商業用」「その他」のガス使用量（令和14年度）：▲7%減少（対令和4年度実績）

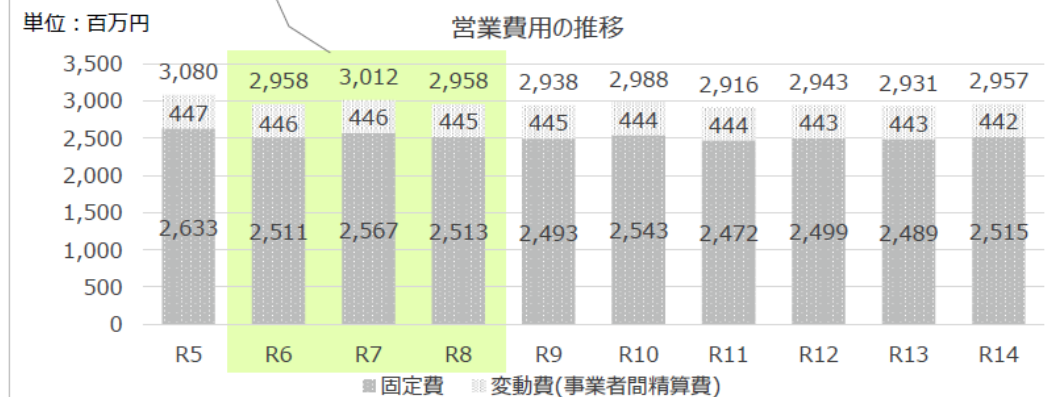


11

(3) 原価算定の結果

- 営業費用は、過去実績と概ね同様の水準を見込んでいる。
- 託送供給量の減少に伴って、事業者間精算費等は減少するが、近年の物価高や人件費増をシミュレーションに織り込んだ結果、将来の費用は現状と同程度の見込みとなった。
- 令和6～8年度の営業費用に、その他の費用や事業報酬を足したものが総括原価となる。

【原価算定期間】R6～R8の3か年
【総括原価】営業費用8,928百万円+その他費用等668百万円=総括原価9,596百万円



※R9年度以降は、ガス事業全体の将来予測を利用して、一定の補正をかけて算定しています。

12

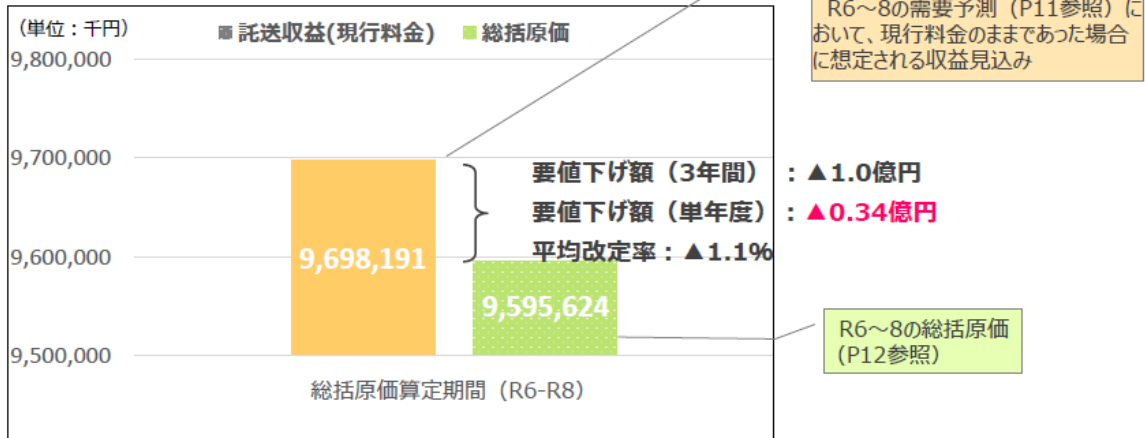
②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 現行料金を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により、要値下げ額を算定。
- 内部留保分の還元先（値下げの対象）を決定し、新料金に反映（控除）させることとした。

(4) 原価算定の結果と値下げ原資の把握

- ① 現行料金のままであった場合の収益見込み 9,698,191千円
② 総括原価の算定結果 9,595,624千円
③ 値下げを要する額は、①-②により、102,567千円/3年（34,189千円/年）、平均改定率▲1.1%となった。
※現行料金のままだと、収益見込みが総括原価を上回るため、収益・費用が均衡するように託送料金を値下げする必要がある。

必要な値下げ額と料金改定率



13

(5) 値下げ原資の把握等を踏まえた方針案

【対策方針】

需要予測や原価算定の結果をふまえ、今回の料金改定について下記の方針とする。

方針① 値下げ対象を全需要家とする

総括原価の算定により把握した値下げ原資34百万円について、標準託送を重視しつつ、すべての料金表を対象とする。

方針② 標準託送0～500㎡区分の細分化

ご使用量にあわせてより公平で適正な料金区分とすると共に、超過利潤の発生を抑制するため、標準託送の料金表区分の0～500㎡/月の区分を細分化を行う。

14

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 内部留保分の還元先（値下げの対象）を決定し、新料金に反映（控除）していることを確認。

(3) ガス託送料金の改定案

新旧料金表の比較（赤字は改定箇所）

（現在の料金表 単位：円 税抜き）

契約区分	使用量区分	その他期 （標準以外は通期）		冬期		流量基本料金
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
標準	0～500	350	60.14	350	60.14	
	500～2000	4,000	52.84	2,000	56.84	
	2000～5000	18,000	45.84	8,000	53.84	
	5000～	32,000	43.04	25,000	50.44	
高倍率		3,350	9.01			130
大量輸送Ⅰ		29,360	3.01			410
大量輸送Ⅱ		7,660	4.37			260

以下については、現在の料金からの変更は実施しない

- 標準託送における低圧導管未利用減算：▲28.42円 / m³
- 高倍率における低圧導管利用加算：+4.93円 / m³
- 大量輸送における低圧導管利用加算：+2.69円 / m³

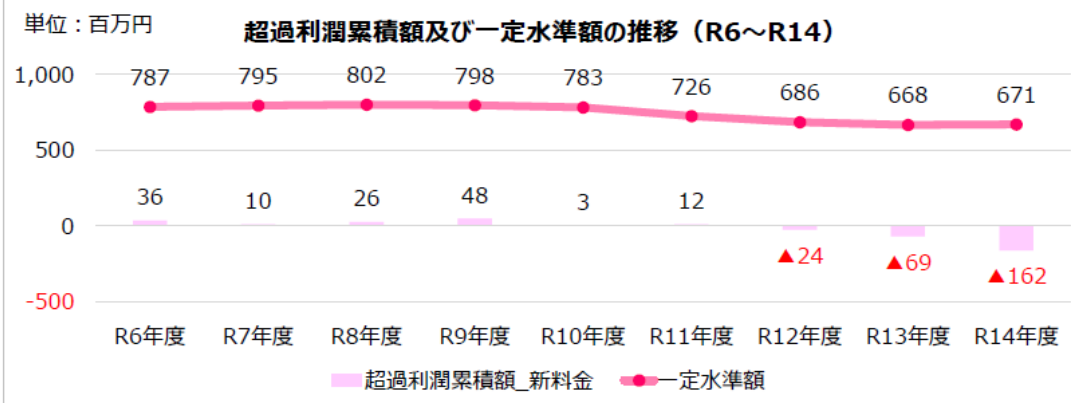
適用区分の細分化

（値下げ改定後の料金表（案） 単位：円 税抜き）

契約区分	使用量区分	その他期 （標準以外は通期）		冬期		流量基本料金
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
標準	0～20	350	60.00	350	60.00	
	20～50	360	59.50	360	59.50	
	50～100	410	58.50	410	58.50	
	100～200	560	57.00	560	57.00	
	200～500	760	56.00	760	56.00	
	500～2000	3,260	51.00	1,760	54.00	
	2000～5000	15,260	45.00	5,760	52.00	
	5000～	25,260	43.00	15,760	50.00	
高倍率		3,300	9.01			130
大量輸送Ⅰ		29,300	3.01			410
大量輸送Ⅱ		7,600	4.37			260

(3) 経営への影響 改定案を反映した超過利潤発生の見込み

- 料金改定の結果、今後は超過利潤がほとんど発生しないことが見込まれる。
- そのため、将来においては、超過利潤累積額が一定水準額を超過する可能性は低いと見込まれる。
- ただし、超過利潤は事業報酬等を調整したものであるため、ガス事業の利益自体は確保できる見込みであり、安定した経営を維持できる水準であると考えられる。



②大津市 2) 総括原価方式による算定となっているか。

- 大津市においては、料金算定規則第17条第1項に基づき、**総括原価方式により新料金を設定**。
- 大津市議会に報告の上、2024年4月1日から適用。

原価算定の方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されと考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

原価算定方式	費用（千円）			
	原価算定期間 (2017~2020年度) の想定3年平均	2020~ 2022年度の 実績3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
総括原価方式	3,381,147	3,081,410	3,260,157	3,198,541

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

ストック管理超過事業者のフォローアップ結果

- **ENEOSエルエヌジーサービス(株)、大津市**ともに、料金算定規則等に基づき、**いずれも妥当な新料金が設定されている**と判断できる。

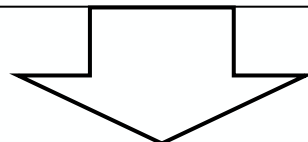
料金改定届出の妥当性確認における方針

(2) フロー管理基準超過事業者に対するフォローアップ

【確認内容】

- 2022年度ガス導管事業者の事後評価において、フロー管理（乖離率）の基準が超過し、料金改定を行った4社（③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市、⑥筑後ガス圧送(株)）においては、新料金における需要量と費用の想定が、2020～2022年度の実績及び2023年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認。
 - 1) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者（③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市）においては、届出上限値方式ではなく、総括原価方式により算定されているか。（料金算定規則第17条第1項）
 - 2) 新料金における想定需要量が、2020～2022年度の需要量の実績や2023年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。
 - 3) 新料金における想定費用が、2020～2022年度の費用の実績や2023年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか。

【対応案】



- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2024年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2025年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

1) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者は届出上限値方式ではなく、総括原価方式による算定となっているか。

4社のうち、一般導管事業者である③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市については、いずれも料金算定規則第17条第1項に基づき、総括原価方式により新料金を設定。

原価算定の方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されと考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
		原価算定期間※1の 想定3年平均	2020～2022年度の 実績3年平均	新料金算定時に想定して いた2023年度の実績見 込み（参考情報）	2024年4月料金改定時 の想定3年平均
③由利本庄市	総括原価方式	364,761※2	357,445※2	319,083	319,313
④東海ガス(株)（下仁田地区）	総括原価方式	119,365	139,841	142,557	117,062
⑤魚沼市	総括原価方式	386,327	345,765	342,849	361,111

※1 東海ガス、魚沼市の原価算定期間：2020～2022年度の3年

※2 由利本庄市の原価算定期間 2021～2022年度の2年の平均

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2) 新料金における想定需要量が、2020～2022年度の需要量の実績や2023年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。

4 社いずれも、過去実績や2023年度実績見込み、今後の需要予測を踏まえ、新料金の想定需要量を見積もっていることを確認。

事業者名	需要量（千m ³ ）				2024年4月料金改定時の 想定需要量算定の主な背景
	原価算定期間※1の 想定3年平均	2020～2022年度の 実績3年平均	新料金算定時に想定し ていた2023年度の実績 見込み（参考情報）	2024年4月料金改定 時の想定3年平均	
③ 由利本荘市	8,498 ※2	8,912 ※2	8,861	8,743	由利本荘市の人口減少予測を踏まえた 家庭用契約戸数減による需要量減と想 定
④ 東海ガス(株) (下仁田地区)	1,125	2,048	2,267	2,353	既存需要家の需要量増が見込まれてい るため、需要量増と想定
⑤ 魚沼市	12,950	13,730	12,840	13,589	過去想定と過去実績の比較（需要 増）に2023年実績見込み（需要減） を織り込んだ結果で想定
⑥ 筑後ガス圧送(株)	13,851	12,084	16,610	17,592	2022年度途中から供給開始した事業 者の使用分を通年適用した結果、需要 量増で想定

※1 東海ガス、魚沼市、筑後ガス圧送の原価算定期間：2020～2022年度の3年

※2 由利本荘市の原価算定期間 2021～2022年度の2年の平均

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

3) 新料金における想定費用が、2020～2022年度の費用の実績や2023年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか。

4社いずれも、過去実績や2023年度実績見込みを踏まえ、新料金の想定費用を見積もっていることを確認。

事業者名	費用（千円）				過去実績よりも料金改定後の方が費用が増えている主な理由
	原価算定期間※1の 想定3年平均	2020～2022年度の 実績3年平均	新料金算定時に想定し ていた2023年度の実績 見込み（参考情報）	2024年4月料金改定 時の想定3年平均	
③ 由利本荘市	364,761※2	357,445	319,083	319,313	—
④ 東海ガス(株) (下仁田地区)	119,365	139,841	142,557	117,062	—
⑤ 魚沼市	386,327	345,765	342,849	361,111	2020～2022年度には実施していない定期自主検査（ホルダー開放検査）の費用（修繕費）等を計上しているため
⑥ 筑後ガス圧送(株)	114,849	85,892	114,642	127,315	需要先増に伴う人員増による労務費増等のため

※1 東海ガス、魚沼市、筑後ガス圧送の原価算定期間：2020～2022年度の3年

※2 由利本荘市の原価算定期間 2021～2022年度の2年の平均

フロー管理超過事業者のフォローアップ結果

4社から提出のあった2022年度ガス導管事業者の託送収支における乖離率計算書の数値と、前述1)～3)を踏まえて設定された新料金における平均単価及び料金改定率を確認したところ、**全社とも妥当な平均単価の設定**となっていることを確認。

事業者名		2022年度乖離率計算書			新料金	
		現行料金算定時の 想定単価 (円/m ³) (A)	2022年度 実績単価 (円/m ³) (B)	2022年度 乖離率 ※2	2024年度改定後の 平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
③	由利本荘市	42.92	40.11	▲6.55	36.52	▲14.91
④	東海ガス(株) (下仁田地区)	106.10	68.28	▲35.64	49.75	▲53.11
⑤	魚沼市	29.83	25.18	▲15.59	26.57	▲10.93
⑥	筑後ガス圧送(株)	8.29	7.11	▲14.23	7.24	▲12.67

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。



4社いずれも、妥当な新料金が設定されていると判断できる。

(2. のまとめ)

- 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価においてストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った6社の届出の内容等の確認を行ったところ、**いずれも妥当な新料金が設定されている**と判断できる。

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
東部瓦斯株式会社	一般	1 - 12月										
東部瓦斯株式会社（秋田地区）	一般	1 - 12月	2,256,485	2,318,230	▲ 61,745	59,966	▲ 351,255	561,868	0	45.89	46.51	1.35
東部瓦斯株式会社（福島茨城地区）	一般	1 - 12月	5,343,589	4,874,426	469,163	367,661	527,092	950,399	0	25.81	25.10	▲ 2.75
株式会社 I N P E X	特定	1 - 12月	***	***	7,541,627	5,514,410	▲ 38,284,924	6,242,054	0	—	—	—
静浜パイプライン株式会社	特定	1 - 12月	3,716,128	3,074,282	641,846	377,223	▲ 438,372	212,280	0	—	—	—
東京ガスネットワーク株式会社	一般	4 - 3月										
東京ガスネットワーク株式会社（東京地区等）	一般	4 - 3月	277,976,321	285,061,511	▲ 7,085,190	▲ 13,251,205	▲ 73,865,264	64,337,374	0	20.73	23.14	11.63
東京ガスネットワーク株式会社（群馬地区他）	一般	4 - 3月	6,616,643	7,341,175	▲ 724,532	▲ 874,090	▲ 4,458,745	1,837,628	0	34.37	40.26	17.14
大阪ガスネットワーク株式会社	一般	4 - 3月	190,088,396	179,691,248	10,397,148	6,820,658	▲ 3,558,430	29,257,891	0	22.51	24.89	10.56
東邦ガスネットワーク株式会社	一般	4 - 3月	73,544,355	72,872,115	672,240	455,051	142,224	21,263,730	0	19.15	21.28	11.11
西部瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	25,007,683	26,580,473	▲ 1,572,790	▲ 1,898,648	▲ 9,379,635	5,382,599	0	30.33	35.24	16.20
石油資源開発株式会社	特定	4 - 3月	***	***	2,114,539	1,478,304	▲ 5,899,324	1,375,296	0	7.17	8.55	19.13
南遠州パイプライン株式会社	特定	4 - 3月	239,180	269,144	▲ 29,964	▲ 44,736	▲ 214,435	41,273	0	20.80	28.23	35.72
株式会社 J E R A	特定	4 - 3月										
株式会社 J E R A（東日本地区）	特定	4 - 3月	***	***	▲ 77,680	▲ 223,210	▲ 1,398,962	331,883	0	—	—	—
株式会社 J E R A（知多地区）	特定	4 - 3月	***	***	25,223	10,644	18,934	22,070	0	1.53	2.00	30.71
株式会社 J E R A（四日市コンビナート地区）	特定	4 - 3月	***	***	▲ 5,448	▲ 8,654	▲ 7,534	1,794	0	—	—	—
株式会社 J E R A（北勢地区）	特定	4 - 3月	***	***	▲ 962	▲ 42,775	▲ 515,653	92,052	0	—	—	—
北海道瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	19,571,516	18,320,925	1,250,591	766,254	4,445,634	5,809,322	0	30.93	30.25	▲ 2.20
北海道瓦斯株式会社	特定	4 - 3月	206,457	204,323	2,133	905	▲ 4,921	0	0	14.28	16.00	12.04
旭川：旭川ガス株式会社（江別地区）	一般	4 - 3月	777,545	675,488	102,057	77,018	181,370	206,338	0	58.18	63.59	9.30
釧路ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,612,034	1,623,111	▲ 11,077	829	▲ 327,077	441,002	0	—	—	—
室蘭ガス株式会社	一般	4 - 3月	593,029	578,671	14,358	6,040	▲ 185,989	193,717	0	53.13	55.97	5.35
苫小牧ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,053,480	1,060,191	▲ 6,711	11,605	▲ 78,339	414,813	0	—	—	—
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社	特定	4 - 3月	146,226	148,035	▲ 1,809	▲ 1,809	▲ 125,487	10,164	0	—	—	—
釧路エルエヌジー株式会社	特定	4 - 3月	***	***	***	▲ 43,160	▲ 200,769	***	***	3.749	***	***
八戸ガス株式会社	一般	1 - 12月	519,897	458,663	61,234	66,799	▲ 202,135	49,804	0	75.97	72.63	▲ 4.40
塩釜ガス株式会社	一般	1 - 12月	321,217	337,470	▲ 16,253	▲ 17,502	▲ 130,786	48,784	0	54.16	54.31	0.29
山形ガス株式会社	一般	1 - 12月	917,814	1,037,318	▲ 119,504	▲ 120,068	▲ 816,391	307,054	0	69.75	76.35	9.46
酒田天然瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	279,434	334,001	▲ 54,567	▲ 56,928	▲ 391,112	99,600	0	45.35	64.87	43.04
福島ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,638,361	1,725,129	▲ 86,768	▲ 49,656	▲ 539,632	533,661	0	41.77	45.37	8.62
仙南ガス株式会社	一般	4 - 3月	64,079	78,472	▲ 14,393	▲ 16,378	▲ 13,905	1,393	0	—	—	—
のしろエネルギーサービス株式会社	一般	4 - 3月	52,295	67,984	▲ 15,689	▲ 15,797	▲ 39,177	1,626	0	65.52	73.98	12.91
庄内中部ガス株式会社	一般	4 - 3月	122,717	113,651	9,066	21,438	▲ 6,897	27,994	0	50.86	48.95	▲ 3.76
由利本荘市	一般	4 - 3月	345,601	285,977	59,624	113,170	0	121,439	0	42.92	37.22	▲ 13.27
男鹿市	一般	4 - 3月	218,677	190,910	27,767	40,727	10,260	75,754	0	111.95	111.40	▲ 0.50
庄内町	一般	4 - 3月	129,254	132,492	▲ 3,238	▲ 5,468	▲ 102,061	13,264	0	36.73	40.99	11.60
ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	特定	4 - 3月	888,329	723,620	164,709	108,410	0	1,010	0	2.52	2.17	▲ 13.89

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
東北天然ガス株式会社	特定	4 - 3月	***	***	9,021	6,239	2,262	6,951		***	***	***
秋田県天然瓦斯輸送株式会社	特定	4 - 3月	***	***	15,102	10,897	▲ 6,269	9,778	0	13.22	13.30	0.60
東京ガスネットワーク株式会社	特定	4 - 3月	83,138	68,227	14,911	9,235	1,544	9,522		—	—	—
昭島ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,243,601	1,543,813	▲ 300,212	▲ 313,709	▲ 2,060,137	414,250	0	37.81	52.58	39.08
青梅ガス株式会社	一般	1 - 12月	733,265	809,932	▲ 76,667	▲ 57,953	▲ 580,625	156,351	0	45.54	54.73	20.17
武陽ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,573,795	1,737,390	▲ 163,595	▲ 158,143	▲ 699,845	429,589	0	25.21	26.89	6.66
佐野瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	834,155	839,043	▲ 4,888	▲ 15,560	▲ 69,096	367,350	0	45.31	46.69	3.05
桐生瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	1,381,405	1,489,118	▲ 107,713	▲ 111,500	▲ 887,080	394,200	0	40.99	45.58	11.20
館林瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	1,135,516	1,020,818	114,698	85,910	53,072	204,697	0	—	—	—
伊勢崎ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,246,087	1,326,157	▲ 80,070	▲ 90,273	▲ 743,943	350,614	0	30.93	32.90	6.37
太田都市ガス株式会社	一般	1 - 12月	2,575,298	2,565,677	9,621	9,356	▲ 308,489	354,713	0	15.53	16.46	5.78
埼玉ガス株式会社	一般	1 - 12月	485,937	550,623	▲ 64,686	▲ 37,796	▲ 379,321	169,788	0	50.32	58.38	16.02
本庄ガス株式会社	一般	1 - 12月	908,930	858,741	50,189	36,514	▲ 120,457	187,590	0	39.19	41.90	6.92
武蔵野瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	215,281	301,996	▲ 86,715	▲ 116,132	▲ 674,105	29,000	0	63.88	75.56	18.28
角栄ガス株式会社	一般	1 - 12月	552,827	653,104	▲ 100,277	▲ 95,337	▲ 721,809	129,169	0	62.08	73.05	17.67
幸手都市ガス株式会社	一般	1 - 12月	543,125	515,111	28,014	18,811	▲ 61,856	86,460	0	37.83	41.04	8.49
入間ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,830,499	1,705,854	124,645	108,554	165,795	284,160	0	39.45	38.38	▲ 2.71
京葉瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	23,402,692	24,015,773	▲ 613,081	▲ 483,714	▲ 5,185,305	5,353,198	0	34.98	37.43	7.01
大多喜ガス株式会社	一般	1 - 12月										
大多喜ガス株式会社（払出エリアA）	一般	1 - 12月	4,577,455	4,885,411	▲ 307,953	▲ 290,194	▲ 1,317,599	1,230,825	0	29.05	34.49	18.73
大多喜ガス株式会社（払出エリアB）	一般	1 - 12月	400,876	404,236	▲ 3,359	▲ 2,925	▲ 41,935	6,951	0	5.00	4.92	▲ 1.63
大多喜ガス株式会社（払出エリアC）	一般	1 - 12月	283,102	566,312	▲ 283,209	▲ 280,781	▲ 892,358	33,185	0	0.54	0.98	82.23
野田ガス株式会社	一般	1 - 12月	967,458	894,194	73,264	58,464	154,377	298,600	0	30.46	29.08	▲ 4.53
京和ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,241,029	1,306,771	▲ 65,742	▲ 56,671	▲ 481,685	291,154	0	43.46	43.59	0.30
秦野瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	608,095	576,401	31,694	21,336	▲ 154,919	92,543	0	33.57	32.81	▲ 2.26
厚木瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	2,261,022	2,369,919	▲ 108,897	▲ 69,904	▲ 468,681	774,298	0	32.75	33.08	1.01
湯河原瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	134,584	126,971	7,613	4,481	▲ 10,816	30,800	0	57.66	56.62	▲ 1.80
新発田ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,968,896	2,447,172	▲ 478,276	▲ 442,906	▲ 864,126	789,000	0	—	—	—
越後天然ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,155,564	1,378,478	▲ 222,915	▲ 216,835	▲ 909,133	239,305	0	29.85	34.07	14.15
吉田ガス株式会社	一般	1 - 12月	965,220	954,349	10,871	8,916	▲ 48,929	216,500	0	—	—	—
松本ガス株式会社	一般	1 - 12月	2,652,383	2,399,584	252,799	181,593	308,685	389,445	0	—	—	—
諏訪瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	821,530	808,122	13,408	▲ 54,752	▲ 79,268	292,167	0	56.89	57.97	1.89
静岡ガス株式会社	一般	1 - 12月	13,518,349	13,256,813	261,535	262,502	▲ 631,599	3,358,906	0	13.90	13.84	▲ 0.40
熱海瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	749,533	676,581	72,952	57,786	0	300,000	0	—	—	—
御殿場ガス株式会社	一般	1 - 12月	167,970	168,923	▲ 953	1,123	7,730	60,800	0	106.50	113.30	6.38
島田ガス株式会社	一般	1 - 12月	245,538	365,382	▲ 119,843	▲ 123,089	▲ 724,271	223,993	0	23.90	36.90	54.45
中遠ガス株式会社	一般	1 - 12月	319,573	304,948	14,624	12,450	▲ 41,885	149,800	0	—	—	—
袋井ガス株式会社	一般	1 - 12月	226,636	292,636	▲ 66,000	▲ 57,005	▲ 98,952	142,200	0	—	—	—
関東天然瓦斯開発株式会社	特定	1 - 12月	644,859	455,441	189,417	136,208	▲ 98,807	33,932	0	12.64	14.82	17.21
足利ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,629,669	1,703,069	▲ 73,400	▲ 84,143	▲ 895,602	316,979	0	30.72	32.16	4.69
栃木ガス株式会社	一般	4 - 3月	265,170	217,426	47,745	34,278	25,278	50,412	0	52.67	47.76	▲ 9.32

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
株式会社エナジー宇宙	一般	４－３月										
株式会社エナジー宇宙（もえぎ野エリア）	一般	４－３月	4,606	6,712	▲ 2,106	▲ 2,185	▲ 26,204	0	0	53.76	85.18	58.45
株式会社エナジー宇宙（新木野・布佐エリア）	一般	４－３月	23,086	31,792	▲ 8,706	▲ 8,786	▲ 29,905	0	0	33.22	55.35	66.62
株式会社エナジー宇宙（真岡エリア）	一般	４－３月	112,305	88,831	23,474	14,264	▲ 63,949	3,045	0	67.27	74.02	10.03
株式会社エナジー宇宙（南平台・初山エリア）	一般	４－３月	4,863	11,060	▲ 6,197	▲ 6,322	▲ 27,681	0	0	21.42	48.63	127.06
株式会社エナジー宇宙（富里・成田エリア）	一般	４－３月	45,037	59,529	▲ 14,492	▲ 15,464	▲ 39,911	4,820	0	24.27	27.66	13.93
株式会社エナジー宇宙（蓮田北・白岡エリア）	一般	４－３月	22,637	36,043	▲ 13,406	▲ 13,486	▲ 70,030	912	0	39.89	61.56	54.32
株式会社エナジー宇宙（越谷・春日部・蓮田南エリア）	一般	４－３月	6,223,894	6,210,720	13,174	3,544	1,143,403	1,699,768	0	43.86	45.04	2.69
株式会社エナジー宇宙（北本エリア）	一般	４－３月	3,749,961	3,299,027	450,934	322,133	647,325	508,979	138,346	61.02	62.60	2.60
株式会社エナジー宇宙（小山・鹿沼エリア）	一般	４－３月	1,939,870	1,816,666	123,203	73,764	▲ 106,070	455,194	0	—	—	—
株式会社エナジー宇宙（取手・我孫子・栄エリア）	一般	４－３月	2,616,521	2,523,401	93,120	65,897	▲ 232,021	848,142	0	—	—	—
武州瓦斯株式会社	一般	４－３月	11,428,221	11,361,505	66,716	109,608	▲ 2,342,249	4,042,107	0	38.96	42.18	8.26
大東ガス株式会社	一般	４－３月	3,872,182	4,641,014	▲ 768,832	▲ 661,751	▲ 3,954,010	1,339,449	0	35.20	39.37	12.00
西武ガス株式会社	一般	４－３月	516,278	607,703	▲ 91,425	▲ 90,288	▲ 267,820	202,350	0	58.70	67.70	15.30
鷲宮ガス株式会社	一般	４－３月	554,298	472,973	81,325	59,039	▲ 87,077	98,046	0	36.09	33.69	▲ 6.65
日高都市ガス株式会社	一般	４－３月	498,805	408,474	90,331	65,084	▲ 66,704	91,071	0	80.68	85.46	5.92
坂戸ガス株式会社	一般	４－３月	1,349,330	1,274,619	74,711	57,120	30,001	300,399	0	51.10	55.58	8.77
松栄ガス株式会社	一般	４－３月	649,871	571,005	78,866	57,969	0	137,465	0	—	—	—
小田原瓦斯株式会社	一般	４－３月	2,089,388	1,906,733	182,655	142,245	174,371	441,000	0	41.30	40.09	▲ 2.93
北陸瓦斯株式会社	一般	４－３月										
北陸瓦斯株式会社（新潟・長岡地区）	一般	４－３月	12,670,268	12,988,113	▲ 317,845	299,332	▲ 2,677,774	2,736,985	0	34.78	38.40	10.41
北陸瓦斯株式会社（柏崎地区）	一般	４－３月	1,554,855	1,748,308	▲ 193,453	▲ 182,076	▲ 2,285,144	355,180	0	59.45	72.46	21.88
蒲原瓦斯株式会社	一般	４－３月	1,344,726	1,633,253	▲ 288,527	▲ 286,546	▲ 2,473,372	410,862	0	39.81	46.80	17.55
栄ガス消費生活協同組合	一般	４－３月	139,109	137,859	1,250	1,100	22,887	42,044	0	51.14	51.92	1.53
白根瓦斯株式会社	一般	４－３月	1,248,222	1,227,567	20,654	15,774	▲ 376,520	237,825	0	36.27	36.56	0.78
白子町	一般	４－３月	108,790	128,005	▲ 19,215	2,713	▲ 116,222	16,294	0	45.76	58.64	28.15
大網白里市	一般	４－３月	228,982	235,949	▲ 6,967	▲ 5,472	▲ 78,707	80,222	0	33.00	37.00	12.00
九十九里町	一般	４－３月	154,049	140,268	13,781	40,593	▲ 53,005	12,849	0	46.80	55.30	18.00
上越市	一般	４－３月	2,358,448	2,404,070	▲ 45,622	▲ 101,745	▲ 237,487	558,182	0	—	—	—
妙高グリーンエナジー株式会社	一般	４－３月										
妙高グリーンエナジー株式会社（新井区域）	一般	４－３月	206,059	365,851	▲ 159,792	▲ 148,521	▲ 506,086	72,506	0	30.40	44.31	45.76
妙高グリーンエナジー株式会社（妙高高原区域）	一般	４－３月	114,365	122,642	▲ 8,277	▲ 7,992	▲ 37,774	12,116	0	88.89	97.82	10.05
小千谷市	一般	４－３月	622,368	520,912	101,456	93,802	207,246	162,859	44,387	36.03	32.58	▲ 9.58
魚沼市	一般	４－３月	346,233	346,955	▲ 722	▲ 2,208	0	77,296	0	—	—	—
糸魚川市	一般	４－３月	435,603	527,271	▲ 91,668	▲ 28,357	▲ 630,354	145,363	0	62.593	71.423	14.11
東京ガス山梨株式会社	一般	４－３月	1,918,562	2,116,859	▲ 198,297	▲ 193,855	▲ 300,329	453,856	0	—	—	—
上田ガス株式会社	一般	４－３月	1,511,586	1,635,604	▲ 124,018	▲ 115,960	▲ 699,709	458,144	0	52.02	56.68	8.96
長野都市ガス株式会社	一般	４－３月	5,954,992	6,070,892	▲ 115,900	▲ 120,537	▲ 1,425,565	1,366,037	0	45.24	45.86	1.37
株式会社エナキス	一般	４－３月	42,217	39,880	2,337	1,556	▲ 3,623	227	0	20.85	24.08	15.48
東海ガス株式会社	一般	４－３月										
東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田地域）	一般	４－３月	2,104,803	1,979,752	125,050	96,404	▲ 176,730	523,472	0	—	—	—

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
東海ガス（下仁田地域）	一般	4 - 3月	112,259	142,557	▲ 30,298	▲ 30,839	▲ 100,074	83,810	0	—	—	—
フジオックス株式会社	一般	4 - 3月	10,717	13,538	▲ 2,821	▲ 2,809	▲ 64,795	0	0	107.10	169.60	58.30
日本海洋石油資源開発株式会社	特定	4 - 3月	85,058	85,301	▲ 243	145	▲ 1,445	201	0	—	—	—
川崎ガスパイプライン株式会社	特定	4 - 3月	326,519	262,622	63,897	46,461	0	10,091	0	—	—	—
扇島都市ガス供給株式会社	特定	4 - 3月	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
犬山瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	589,511	533,540	55,971	42,131	36,269	119,634	0	—	—	—
津島瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	206,159	205,402	757	▲ 6,831	▲ 30,799	37,223	0	83.39	88.16	5.72
大垣ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,209,920	1,155,404	54,516	41,864	▲ 98,678	473,487	0	—	—	—
サーラエナジー株式会社	一般	12 - 11月	12,013,360	11,200,722	812,638	672,734	▲ 510,597	2,006,633	0	—	—	—
中部電力ミライズ株式会社	特定	4 - 3月	***	***	▲ 16,234	▲ 16,314	▲ 20,272	5,464	0	—	—	—
日本海ガス株式会社	一般	1 - 12月	5,189,474	4,999,157	190,317	129,835	▲ 596,440	768,793	0	42.72	42.85	0.30
高岡ガス株式会社	一般	1 - 12月	573,784	664,406	▲ 90,622	▲ 79,889	▲ 373,505	111,761	0	60.05	59.55	▲ 0.82
甲賀協同ガス株式会社	一般	4 - 3月	69,503	61,920	7,583	5,706	▲ 20,905	29,428	0	30.74	31.00	0.82
河内長野ガス株式会社	一般	4 - 3月	650,151	625,666	24,484	31,248	▲ 161,674	86,199	0	47.58	47.69	0.23
株式会社大武	一般	4 - 3月	117,429	137,713	▲ 20,283	▲ 20,610	▲ 100,075	82,644	0	101.25	114.73	13.31
関西電力株式会社	特定	4 - 3月										
関西電力株式会社（堺地区）	特定	4 - 3月	87,070	100,977	▲ 13,907	▲ 27,322	▲ 19,171	5,480	0	—	—	—
関西電力株式会社（南港地区）	特定	4 - 3月	1,962	3,874	▲ 1,911	▲ 1,981	▲ 5,263	121	0	—	—	—
関西電力株式会社（姫路地区）	特定	4 - 3月	415,926	424,370	▲ 8,443	▲ 28,834	▲ 55,195	51,000	0	—	—	—
伊丹産業株式会社	一般	1 - 12月	186,516	177,237	9,279	4,227	▲ 149,400	22,636	0	25.12	26.91	7.11
大和ガス株式会社	一般	1 - 12月	2,587,807	2,288,951	298,856	317,304	335,603	447,958	0	25.81	24.90	▲ 3.53
桜井ガス株式会社	一般	1 - 12月	239,119	220,318	18,801	12,622	▲ 93,873	83,325	0	72.97	78.86	8.07
水島瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	747,969	690,762	57,207	41,922	▲ 90,921	204,302	0	15.43	14.79	▲ 4.15
広島ガス株式会社	一般	4 - 3月	12,481,448	11,997,238	484,210	399,057	1,726,444	4,214,649	0	28.18	29.61	5.06
瀬戸内パイプライン株式会社	特定	4 - 3月	***	354,243	207,035	139,966	▲ 295,116	219,268	0	1.27	1.91	50.39
水島エルエヌジー株式会社	特定	4 - 3月	***	366,536	***	***	***	96,319	0	—	—	—
岡山ガス株式会社	一般	1 - 12月	4,853,413	5,378,761	▲ 525,348	▲ 506,276	▲ 1,833,383	1,486,040	0	27.24	29.84	9.54
福山瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	2,123,027	2,048,647	74,380	72,219	▲ 76,314	500,435	0	39.74	25.67	▲ 35.41
山口合同ガス株式会社	一般	1 - 12月	7,002,923	6,925,302	77,621	94,559	0	4,632,143	0	—	—	—
四国ガス株式会社	一般	4 - 3月	7,073,352	7,132,586	▲ 59,234	46,715	▲ 1,919,291	1,881,912	0	36.04	36.31	0.75
四国電力株式会社	特定	4 - 3月	3,315	4,686	▲ 1,371	▲ 1,373	▲ 2,459	20	0	—	—	—
大牟田瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	339,228	354,650	▲ 15,422	▲ 15,949	▲ 416,723	32,914	0	54.33	50.22	▲ 7.56
筑紫ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,127,481	1,051,196	76,285	62,295	▲ 94,611	304,633	0	39.03	39.81	2.00
久留米ガス株式会社	一般	4 - 3月	920,293	815,798	104,495	73,112	84,433	95,635	0	—	—	—
高松ガス株式会社	一般	4 - 3月	30,842	37,998	▲ 7,157	▲ 7,219	▲ 30,790	0	0	81.19	107.20	32.04
鳥栖ガス株式会社	一般	4 - 3月	347,602	530,106	▲ 182,504	▲ 188,860	▲ 566,786	91,155	0	22.59	23.29	3.10
佐賀ガス株式会社	一般	4 - 3月	844,391	809,837	34,554	21,181	▲ 329,330	196,613	0	72.79	73.33	0.74
九州ガス株式会社	一般	4 - 3月	942,595	886,184	56,411	42,457	▲ 27,622	181,005	0	—	—	—
大分瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	2,040,854	1,802,769	238,085	113,466	▲ 203,093	484,637	0	—	—	—
宮崎瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	1,804,153	1,815,086	▲ 10,933	32,851	▲ 214,971	591,338	0	41.72	45.85	9.90
日本瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	3,126,066	2,883,563	242,503	179,425	55,223	1,021,721	0	31.33	31.93	1.92

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
加治木瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	135,666	179,617	▲ 43,951	▲ 36,809	▲ 256,626	13,034	0	114.86	152.93	33.14
国分隼人ガス株式会社	一般	4 - 3月	95,762	83,040	12,722	9,075	▲ 61,107	9,683	0	96.58	107.83	11.65
九州ガス圧送株式会社	特定	4 - 3月	417,669	368,303	49,366	39,749	71,728	121,500	0	8.02	10.93	36.28
三愛オプリー株式会社	特定	4 - 3月	745,046	642,927	102,119	70,645	69,365	110,123	0	17.99	16.66	▲ 7.43
筑後ガス圧送株式会社	特定	4 - 3月	857,000	827,122	29,879	100,725	0	140,794	0	—	—	—
沖縄ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,252,998	1,170,883	82,115	56,753	15,504	453,059	0	33.943	40.709	19.93

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の1)

経 済 産 業 省

20240904 電委第1号

令和6年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年9月4日付け20240826資第10号及び令和6年10月15
日付け20241008資第3号により貴職から当委員会に意見を求められた
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、
2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した
事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、
いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処
分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）
及び（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

(対象事業者)

東部瓦斯株式会社	法人番号 3010001051798
株式会社 I N P E X	法人番号 7010401078520
静浜パイプライン株式会社	法人番号 8080001011618
東京ガスネットワーク株式会社	法人番号 1010401159334
大阪ガスネットワーク株式会社	法人番号 1120001236530
東邦ガスネットワーク株式会社	法人番号 9180001145487
西部瓦斯株式会社	法人番号 6290001088579
石油資源開発株式会社	法人番号 3010001108219
南遠州パイプライン株式会社	法人番号 8080401018709
株式会社 J E R A	法人番号 6010001167617

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
東部瓦斯株式会社	一般	1 - 12月										
東部瓦斯株式会社（秋田地区）	一般	1 - 12月	2,256,485	2,318,230	▲ 61,745	59,966	▲ 351,255	561,868	0	45.89	46.51	1.35
東部瓦斯株式会社（福島茨城地区）	一般	1 - 12月	5,343,589	4,874,426	469,163	367,661	527,092	950,399	0	25.81	25.10	▲ 2.75
株式会社 I N P E X	特定	1 - 12月	***	***	7,541,627	5,514,410	▲ 38,284,924	6,242,054	0	—	—	—
静浜パイプライン株式会社	特定	1 - 12月	3,716,128	3,074,282	641,846	377,223	▲ 438,372	212,280	0	—	—	—
東京ガスネットワーク株式会社	一般	4 - 3月										
東京ガスネットワーク株式会社（東京地区等）	一般	4 - 3月	277,976,321	285,061,511	▲ 7,085,190	▲ 13,251,205	▲ 73,865,264	64,337,374	0	20.73	23.14	11.63
東京ガスネットワーク株式会社（群馬地区他）	一般	4 - 3月	6,616,643	7,341,175	▲ 724,532	▲ 874,090	▲ 4,458,745	1,837,628	0	34.37	40.26	17.14
大阪ガスネットワーク株式会社	一般	4 - 3月	190,088,396	179,691,248	10,397,148	6,820,658	▲ 3,558,430	29,257,891	0	22.51	24.89	10.56
東邦ガスネットワーク株式会社	一般	4 - 3月	73,544,355	72,872,115	672,240	455,051	142,224	21,263,730	0	19.15	21.28	11.11
西部瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	25,007,683	26,580,473	▲ 1,572,790	▲ 1,898,648	▲ 9,379,635	5,382,599	0	30.33	35.24	16.20
石油資源開発株式会社	特定	4 - 3月	***	***	2,114,539	1,478,304	▲ 5,899,324	1,375,296	0	7.17	8.55	19.13
南遠州パイプライン株式会社	特定	4 - 3月	239,180	269,144	▲ 29,964	▲ 44,736	▲ 214,435	41,273	0	20.80	28.23	35.72
株式会社 J E R A	特定	4 - 3月										
株式会社 J E R A（東日本地区）	特定	4 - 3月	***	***	▲ 77,680	▲ 223,210	▲ 1,398,962	331,883	0	—	—	—
株式会社 J E R A（知多地区）	特定	4 - 3月	***	***	25,223	10,644	18,934	22,070	0	1.53	2.00	30.71
株式会社 J E R A（四日市コンビナート地区）	特定	4 - 3月	***	***	▲ 5,448	▲ 8,654	▲ 7,534	1,794	0	—	—	—
株式会社 J E R A（北勢地区）	特定	4 - 3月	***	***	▲ 962	▲ 42,775	▲ 515,653	92,052	0	—	—	—

※1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の2)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

2024年9月27日付け20240919北海道第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

北海道瓦斯株式会社	法人番号5430001021815
旭川ガス株式会社	法人番号1450001000317
釧路ガス株式会社	法人番号1460001000398
室蘭ガス株式会社	法人番号3430001057118
苫小牧ガス株式会社	法人番号3430001053447
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社	法人番号7430001032521
釧路エルエヌジー株式会社	法人番号2460001005223

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
北海道瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	19,571,516	18,320,925	1,250,591	766,254	4,445,634	5,809,322	0	30.93	30.25	▲ 2.20
北海道瓦斯株式会社	特定	4 - 3月	206,457	204,323	2,133	905	▲ 4,921	0	0	14.28	16.00	12.04
旭川ガス株式会社（江別地区）	一般	4 - 3月	777,545	675,488	102,057	77,018	181,370	206,338	0	58.18	63.59	9.30
釧路ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,612,034	1,623,111	▲ 11,077	829	▲ 327,077	441,002	0	－	－	－
室蘭ガス株式会社	一般	4 - 3月	593,029	578,671	14,358	6,040	▲ 185,989	193,717	0	53.13	55.97	5.35
苫小牧ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,053,480	1,060,191	▲ 6,711	11,605	▲ 78,339	414,813	0	－	－	－
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社	特定	4 - 3月	146,226	148,035	▲ 1,809	▲ 1,809	▲ 125,487	10,164	0	－	－	－
釧路エルエヌジー株式会社	特定	4 - 3月	***	***	***	▲ 43,160	▲ 200,769	***	***	3.749	***	***

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の3)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年9月4日付け20240826東北第10号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について及び令和6年10月15日付け20241010東北第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、ENEOSエルエヌジーサービス株式会社については想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過していましたが、当該事業者については2024年4月1日に託送供給約款料金の改定の届出がなされているため、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象から除くことが適当と考えます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、（39）⑤及び（40）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

八戸ガス株式会社
塩釜ガス株式会社

法人番号 6420001006394
法人番号 6370601000348

山形ガス株式会社	法人番号 2390001001956
酒田天然瓦斯株式会社	法人番号 7390001006240
福島ガス株式会社	法人番号 6380001001400
仙南ガス株式会社	法人番号 7370101000129
のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号 9410001007498
庄内中部ガス株式会社	法人番号 2390001008092
由利本荘市	法人番号 5000020052108
男鹿市	法人番号 2000020052060
庄内町	法人番号 9000020064289
ENEOS エルエヌジーサービス株式会社	法人番号 3420001013451
東北天然ガス株式会社	法人番号 6370001011409
秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号 5410001000259
東京ガスネットワーク株式会社	法人番号 1010401159334

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
八戸ガス株式会社	一般	1 - 12月	519,897	458,663	61,234	66,799	▲ 202,135	49,804	0	75.97	72.63	▲ 4.40
塩釜ガス株式会社	一般	1 - 12月	321,217	337,470	▲ 16,253	▲ 17,502	▲ 130,786	48,784	0	54.16	54.31	0.29
山形ガス株式会社	一般	1 - 12月	917,814	1,037,318	▲ 119,504	▲ 120,068	▲ 816,391	307,054	0	69.75	76.35	9.46
酒田天然瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	279,434	334,001	▲ 54,567	▲ 56,928	▲ 391,112	99,600	0	45.35	64.87	43.04
福島ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,638,361	1,725,129	▲ 86,768	▲ 49,656	▲ 539,632	533,661	0	41.77	45.37	8.62
仙南ガス株式会社	一般	4 - 3月	64,079	78,472	▲ 14,393	▲ 16,378	▲ 13,905	1,393	0	—	—	—
のしろエネルギーサービス株式会社	一般	4 - 3月	52,295	67,984	▲ 15,689	▲ 15,797	▲ 39,177	1,626	0	65.52	73.98	12.91
庄内中部ガス株式会社	一般	4 - 3月	122,717	113,651	9,066	21,438	▲ 6,897	27,994	0	50.86	48.95	▲ 3.76
由利本荘市	一般	4 - 3月	345,601	285,977	59,624	113,170	0	121,439	0	42.92	37.22	▲ 13.27
男鹿市	一般	4 - 3月	218,677	190,910	27,767	40,727	10,260	75,754	0	111.95	111.40	▲ 0.50
庄内町	一般	4 - 3月	129,254	132,492	▲ 3,238	▲ 5,468	▲ 102,061	13,264	0	36.73	40.99	11.60
ENEOSエルエヌジーサービス株式会社	特定	4 - 3月	888,329	723,620	164,709	108,410	0	1,010	0	2.52	2.17	▲ 13.89
東北天然ガス株式会社	特定	4 - 3月	***	***	9,021	6,239	2,262	6,951		***	***	***
秋田県天然瓦斯輸送株式会社	特定	4 - 3月	***	***	15,102	10,897	▲ 6,269	9,778	0	13.22	13.30	0.60
東京ガスネットワーク株式会社	特定	4 - 3月	83,138	68,227	14,911	9,235	1,544	9,522		—	—	—

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の4)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年10月15日付け20241011関東第11号及び令和6年10月15日付け20241011関東第18号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、株式会社エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市については当期超過利潤累積額が一定水準額を超過、栃木ガス株式会社、鷲宮ガス株式会社、小千谷市については想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過していました。

当該事業者のうち、株式会社エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス株式会社、鷲宮ガス株式会社については、令和7年4月1日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、期日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づき、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

また、小千谷市については、令和7年4月1日に北陸瓦斯株式会社に事業の譲渡が予定されているため、貴局において、同社の今後の対応をご確認いただくようお願いいたします。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）、

(39)⑤及び(40)⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

(対象事業者)

昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829
青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471
武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328
佐野瓦斯株式会社	法人番号 2060001020353
桐生瓦斯株式会社	法人番号 3070001015806
館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811
伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070
太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858
埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330
本庄ガス株式会社	法人番号 2030001060385
武蔵野瓦斯株式会社	法人番号 5030001026664
角栄ガス株式会社	法人番号 9011001005458
幸手都市ガス株式会社	法人番号 7030001031423
入間ガス株式会社	法人番号 5030001026755
京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
野田ガス株式会社	法人番号 6040001071428
京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
秦野瓦斯株式会社	法人番号 7021001022743
厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
湯河原瓦斯株式会社	法人番号 1021001032054
新発田ガス株式会社	法人番号 5110001012623
越後天然ガス株式会社	法人番号 4110001008110
吉田ガス株式会社	法人番号 4090001010259
松本ガス株式会社	法人番号 8100001014056
諏訪瓦斯株式会社	法人番号 1100001018402
静岡ガス株式会社	法人番号 4080001002686
熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519
御殿場ガス株式会社	法人番号 8080101004050
島田ガス株式会社	法人番号 8080001013060
中遠ガス株式会社	法人番号 9080401014392
袋井ガス株式会社	法人番号 5080401017309

関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号 7010001034774
足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230
栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501
株式会社エナジー宇宙	法人番号 8030001051263
武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496
大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382
西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452
鷺宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267
日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817
坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771
松栄ガス株式会社	法人番号 2030001071044
小田原瓦斯株式会社	法人番号 4021001032398
北陸瓦斯株式会社	法人番号 5110001004983
蒲原瓦斯株式会社	法人番号 5110001008233
栄ガス消費生活協同組合	法人番号 8110005005620
白根瓦斯株式会社	法人番号 3110001015660
白子町	法人番号 1000020124249
大網白里市	法人番号 8000020122394
九十九里町	法人番号 8000020124036
上越市	法人番号 9000020152226
妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号 8110001035943
小千谷市	法人番号 4000020152081
魚沼市	法人番号 8000020152251
糸魚川市	法人番号 7000020152161
東京ガス山梨株式会社	法人番号 2090001001128
上田ガス株式会社	法人番号 9100001009559
長野都市ガス株式会社	法人番号 3100001004887
株式会社エナキス	法人番号 4100001010083
東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田・下仁田地区）	法人番号 6080001015050
フジオックス株式会社	法人番号 7011501008490
日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号 4010001108597
川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号 9010401054809
扇島都市ガス供給株式会社	法人番号 2020001123432

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
昭島ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,243,601	1,543,813	▲ 300,212	▲ 313,709	▲ 2,060,137	414,250	0	37.81	52.58	39.08
青梅ガス株式会社	一般	1 - 12月	733,265	809,932	▲ 76,667	▲ 57,953	▲ 580,625	156,351	0	45.54	54.73	20.17
武陽ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,573,795	1,737,390	▲ 163,595	▲ 158,143	▲ 699,845	429,589	0	25.21	26.89	6.66
佐野瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	834,155	839,043	▲ 4,888	▲ 15,560	▲ 69,096	367,350	0	45.31	46.69	3.05
桐生瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	1,381,405	1,489,118	▲ 107,713	▲ 111,500	▲ 887,080	394,200	0	40.99	45.58	11.20
館林瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	1,135,516	1,020,818	114,698	85,910	53,072	204,697	0	—	—	—
伊勢崎ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,246,087	1,326,157	▲ 80,070	▲ 90,273	▲ 743,943	350,614	0	30.93	32.90	6.37
太田都市ガス株式会社	一般	1 - 12月	2,575,298	2,565,677	9,621	9,356	▲ 308,489	354,713	0	15.53	16.46	5.78
埼玉ガス株式会社	一般	1 - 12月	485,937	550,623	▲ 64,686	▲ 37,796	▲ 379,321	169,788	0	50.32	58.38	16.02
本庄ガス株式会社	一般	1 - 12月	908,930	858,741	50,189	36,514	▲ 120,457	187,590	0	39.19	41.90	6.92
武蔵野瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	215,281	301,996	▲ 86,715	▲ 116,132	▲ 674,105	29,000	0	63.88	75.56	18.28
角栄ガス株式会社	一般	1 - 12月	552,827	653,104	▲ 100,277	▲ 95,337	▲ 721,809	129,169	0	62.08	73.05	17.67
幸手都市ガス株式会社	一般	1 - 12月	543,125	515,111	28,014	18,811	▲ 61,856	86,460	0	37.83	41.04	8.49
入間ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,830,499	1,705,854	124,645	108,554	165,795	284,160	0	39.45	38.38	▲ 2.71
京葉瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	23,402,692	24,015,773	▲ 613,081	▲ 483,714	▲ 5,185,305	5,353,198	0	34.98	37.43	7.01
大多喜ガス株式会社	一般	1 - 12月										
大多喜ガス株式会社（払出エリアＡ）	一般	1 - 12月	4,577,455	4,885,411	▲ 307,953	▲ 290,194	▲ 1,317,599	1,230,825	0	29.05	34.49	18.73
大多喜ガス株式会社（払出エリアＢ）	一般	1 - 12月	400,876	404,236	▲ 3,359	▲ 2,925	▲ 41,935	6,951	0	5.00	4.92	▲ 1.63
大多喜ガス株式会社（払出エリアＣ）	一般	1 - 12月	283,102	566,312	▲ 283,209	▲ 280,781	▲ 892,358	33,185	0	0.54	0.98	82.23
野田ガス株式会社	一般	1 - 12月	967,458	894,194	73,264	58,464	154,377	298,600	0	30.46	29.08	▲ 4.53
京和ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,241,029	1,306,771	▲ 65,742	▲ 56,671	▲ 481,685	291,154	0	43.46	43.59	0.30
秦野瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	608,095	576,401	31,694	21,336	▲ 154,919	92,543	0	33.57	32.81	▲ 2.26
厚木瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	2,261,022	2,369,919	▲ 108,897	▲ 69,904	▲ 468,681	774,298	0	32.75	33.08	1.01
湯河原瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	134,584	126,971	7,613	4,481	▲ 10,816	30,800	0	57.66	56.62	▲ 1.80
新発田ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,968,896	2,447,172	▲ 478,276	▲ 442,906	▲ 864,126	789,000	0	—	—	—
越後天然ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,155,564	1,378,478	▲ 222,915	▲ 216,835	▲ 909,133	239,305	0	29.85	34.07	14.15
吉田ガス株式会社	一般	1 - 12月	965,220	954,349	10,871	8,916	▲ 48,929	216,500	0	—	—	—
松本ガス株式会社	一般	1 - 12月	2,652,383	2,399,584	252,799	181,593	308,685	389,445	0	—	—	—
諏訪瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	821,530	808,122	13,408	▲ 54,752	▲ 79,268	292,167	0	56.89	57.97	1.89
静岡ガス株式会社	一般	1 - 12月	13,518,349	13,256,813	261,535	262,502	▲ 631,599	3,358,906	0	13.90	13.84	▲ 0.40

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
熱海瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	749,533	676,581	72,952	57,786	0	300,000	0	—	—	—
御殿場ガス株式会社	一般	1 - 12月	167,970	168,923	▲ 953	1,123	7,730	60,800	0	106.50	113.30	6.38
島田ガス株式会社	一般	1 - 12月	245,538	365,382	▲ 119,843	▲ 123,089	▲ 724,271	223,993	0	23.90	36.90	54.45
中遠ガス株式会社	一般	1 - 12月	319,573	304,948	14,624	12,450	▲ 41,885	149,800	0	—	—	—
袋井ガス株式会社	一般	1 - 12月	226,636	292,636	▲ 66,000	▲ 57,005	▲ 98,952	142,200	0	—	—	—
関東天然瓦斯開発株式会社	特定	1 - 12月	644,859	455,441	189,417	136,208	▲ 98,807	33,932	0	12.64	14.82	17.21
足利ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,629,669	1,703,069	▲ 73,400	▲ 84,143	▲ 895,602	316,979	0	30.72	32.16	4.69
栃木ガス株式会社	一般	4 - 3月	265,170	217,426	47,745	34,278	25,278	50,412	0	52.67	47.76	▲ 9.32
株式会社エナジー宇宙	一般	4 - 3月										
株式会社エナジー宇宙（もえぎ野エリア）	一般	4 - 3月	4,606	6,712	▲ 2,106	▲ 2,185	▲ 26,204	0	0	53.76	85.18	58.45
株式会社エナジー宇宙（新木野・布佐エリア）	一般	4 - 3月	23,086	31,792	▲ 8,706	▲ 8,786	▲ 29,905	0	0	33.22	55.35	66.62
株式会社エナジー宇宙（真岡エリア）	一般	4 - 3月	112,305	88,831	23,474	14,264	▲ 63,949	3,045	0	67.27	74.02	10.03
株式会社エナジー宇宙（南平台・初山エリア）	一般	4 - 3月	4,863	11,060	▲ 6,197	▲ 6,322	▲ 27,681	0	0	21.42	48.63	127.06
株式会社エナジー宇宙（富里・成田エリア）	一般	4 - 3月	45,037	59,529	▲ 14,492	▲ 15,464	▲ 39,911	4,820	0	24.27	27.66	13.93
株式会社エナジー宇宙（蓮田北・白岡エリア）	一般	4 - 3月	22,637	36,043	▲ 13,406	▲ 13,486	▲ 70,030	912	0	39.89	61.56	54.32
株式会社エナジー宇宙（越谷・春日部・蓮田南エリア）	一般	4 - 3月	6,223,894	6,210,720	13,174	3,544	1,143,403	1,699,768	0	43.86	45.04	2.69
株式会社エナジー宇宙（北本エリア）	一般	4 - 3月	3,749,961	3,299,027	450,934	322,133	647,325	508,979	138,346	61.02	62.60	2.60
株式会社エナジー宇宙（小山・鹿沼エリア）	一般	4 - 3月	1,939,870	1,816,666	123,203	73,764	▲ 106,070	455,194	0	—	—	—
株式会社エナジー宇宙（取手・我孫子・栄エリア）	一般	4 - 3月	2,616,521	2,523,401	93,120	65,897	▲ 232,021	848,142	0	—	—	—
武州瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	11,428,221	11,361,505	66,716	109,608	▲ 2,342,249	4,042,107	0	38.96	42.18	8.26
大東ガス株式会社	一般	4 - 3月	3,872,182	4,641,014	▲ 768,832	▲ 661,751	▲ 3,954,010	1,339,449	0	35.20	39.37	12.00
西武ガス株式会社	一般	4 - 3月	516,278	607,703	▲ 91,425	▲ 90,288	▲ 267,820	202,350	0	58.70	67.70	15.30
鷲宮ガス株式会社	一般	4 - 3月	554,298	472,973	81,325	59,039	▲ 87,077	98,046	0	36.09	33.69	▲ 6.65
日高都市ガス株式会社	一般	4 - 3月	498,805	408,474	90,331	65,084	▲ 66,704	91,071	0	80.68	85.46	5.92
坂戸ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,349,330	1,274,619	74,711	57,120	30,001	300,399	0	51.10	55.58	8.77
松栄ガス株式会社	一般	4 - 3月	649,871	571,005	78,866	57,969	0	137,465	0	—	—	—
小田原瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	2,089,388	1,906,733	182,655	142,245	174,371	441,000	0	41.30	40.09	▲ 2.93
北陸瓦斯株式会社	一般	4 - 3月										
北陸瓦斯株式会社（新潟・長岡地区）	一般	4 - 3月	12,670,268	12,988,113	▲ 317,845	299,332	▲ 2,677,774	2,736,985	0	34.78	38.40	10.41
北陸瓦斯株式会社（柏崎地区）	一般	4 - 3月	1,554,855	1,748,308	▲ 193,453	▲ 182,076	▲ 2,285,144	355,180	0	59.45	72.46	21.88
蒲原瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	1,344,726	1,633,253	▲ 288,527	▲ 286,546	▲ 2,473,372	410,862	0	39.81	46.80	17.55
栄ガス消費生活協同組合	一般	4 - 3月	139,109	137,859	1,250	1,100	22,887	42,044	0	51.14	51.92	1.53
白根瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	1,248,222	1,227,567	20,654	15,774	▲ 376,520	237,825	0	36.27	36.56	0.78

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
白子町	一般	４－３月	108,790	128,005	▲ 19,215	2,713	▲ 116,222	16,294	0	45.76	58.64	28.15
大網白里市	一般	４－３月	228,982	235,949	▲ 6,967	▲ 5,472	▲ 78,707	80,222	0	33.00	37.00	12.00
九十九里町	一般	４－３月	154,049	140,268	13,781	40,593	▲ 53,005	12,849	0	46.80	55.30	18.00
上越市	一般	４－３月	2,358,448	2,404,070	▲ 45,622	▲ 101,745	▲ 237,487	558,182	0	－	－	－
妙高グリーンエナジー株式会社	一般	４－３月										
妙高グリーンエナジー株式会社（新井区域）	一般	４－３月	206,059	365,851	▲ 159,792	▲ 148,521	▲ 506,086	72,506	0	30.40	44.31	45.76
妙高グリーンエナジー株式会社（妙高高原区域）	一般	４－３月	114,365	122,642	▲ 8,277	▲ 7,992	▲ 37,774	12,116	0	88.89	97.82	10.05
小千谷市	一般	４－３月	622,368	520,912	101,456	93,802	207,246	162,859	44,387	36.03	32.58	▲ 9.58
魚沼市	一般	４－３月	346,233	346,955	▲ 722	▲ 2,208	0	77,296	0	－	－	－
糸魚川市	一般	４－３月	435,603	527,271	▲ 91,668	▲ 28,357	▲ 630,354	145,363	0	62.593	71.423	14.11
東京ガス山梨株式会社	一般	４－３月	1,918,562	2,116,859	▲ 198,297	▲ 193,855	▲ 300,329	453,856	0	－	－	－
上田ガス株式会社	一般	４－３月	1,511,586	1,635,604	▲ 124,018	▲ 115,960	▲ 699,709	458,144	0	52.02	56.68	8.96
長野都市ガス株式会社	一般	４－３月	5,954,992	6,070,892	▲ 115,900	▲ 120,537	▲ 1,425,565	1,366,037	0	45.24	45.86	1.37
株式会社エナキス	一般	４－３月	42,217	39,880	2,337	1,556	▲ 3,623	227	0	20.85	24.08	15.48
東海ガス株式会社	一般	４－３月										
東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田地域）	一般	４－３月	2,104,803	1,979,752	125,050	96,404	▲ 176,730	523,472	0	－	－	－
東海ガス（下仁田地域）	一般	４－３月	112,259	142,557	▲ 30,298	▲ 30,839	▲ 100,074	83,810	0	－	－	－
フジオックス株式会社	一般	４－３月	10,717	13,538	▲ 2,821	▲ 2,809	▲ 64,795	0	0	107.10	169.60	58.30
日本海洋石油資源開発株式会社	特定	４－３月	85,058	85,301	▲ 243	145	▲ 1,445	201	0	－	－	－
川崎ガスパイプライン株式会社	特定	４－３月	326,519	262,622	63,897	46,461	0	10,091	0	－	－	－
扇島都市ガス供給株式会社	特定	４－３月	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

※１　本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※２　「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※３　「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の5)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年11月7日付け20241107中部第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

犬山瓦斯株式会社

法人番号 9180001080718

津島瓦斯株式会社

法人番号 2180001096522

大垣ガス株式会社

法人番号 1200001013368

サーラエナジー株式会社

法人番号 7180301006250

中部電力ミライズ株式会社

法人番号 2180001135973

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
犬山瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	589,511	533,540	55,971	42,131	36,269	119,634	0	—	—	—
津島瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	206,159	205,402	757	▲ 6,831	▲ 30,799	37,223	0	83.39	88.16	5.72
大垣ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,209,920	1,155,404	54,516	41,864	▲ 98,678	473,487	0	—	—	—
サーラエナジー株式会社	一般	12 - 11月	12,013,360	11,200,722	812,638	672,734	▲ 510,597	2,006,633	0	—	—	—
中部電力ミライズ株式会社	特定	4 - 3月	***	***	▲ 16,234	▲ 16,314	▲ 20,272	5,464	0	—	—	—

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の6)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号

令和6年12月●日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和6年9月4日付け20240827北陸第1号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした

記

（対象事業者）

日本海ガス株式会社

法人番号 2230001002284

高岡ガス株式会社

法人番号 2230001010411

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
日本海ガス株式会社	一般	1 - 12月	5,189,474	4,999,157	190,317	129,835	▲ 596,440	768,793	0	42.72	42.85	0.30
高岡ガス株式会社	一般	1 - 12月	573,784	664,406	▲ 90,622	▲ 79,889	▲ 373,505	111,761	0	60.05	59.55	▲ 0.82

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の7)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年9月27日付け20240919近畿第2号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について及び令和6年10月15日付け20241010近畿第6号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

・ 甲賀協同ガス株式会社	法人番号6160001005068
・ 河内長野ガス株式会社	法人番号2120101033546
・ 株式会社大武	法人番号3150001012489
・ 関西電力株式会社	法人番号3120001059632
・ 伊丹産業株式会社	法人番号5140001077993
・ 大和ガス株式会社	法人番号2150001013744
・ 桜井ガス株式会社	法人番号9150001009315

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
甲賀協同ガス株式会社	一般	4 - 3月	69,503	61,920	7,583	5,706	▲ 20,905	29,428	0	30.74	31.00	0.82
河内長野ガス株式会社	一般	4 - 3月	650,151	625,666	24,484	31,248	▲ 161,674	86,199	0	47.58	47.69	0.23
株式会社大武	一般	4 - 3月	117,429	137,713	▲ 20,283	▲ 20,610	▲ 100,075	82,644	0	101.25	114.73	13.31
関西電力株式会社	特定	4 - 3月										
関西電力株式会社（堺地区）	特定	4 - 3月	87,070	100,977	▲ 13,907	▲ 27,322	▲ 19,171	5,480	0	－	－	－
関西電力株式会社（南港地区）	特定	4 - 3月	1,962	3,874	▲ 1,911	▲ 1,981	▲ 5,263	121	0	－	－	－
関西電力株式会社（姫路地区）	特定	4 - 3月	415,926	424,370	▲ 8,443	▲ 28,834	▲ 55,195	51,000	0	－	－	－
伊丹産業株式会社	一般	1 - 12月	186,516	177,237	9,279	4,227	▲ 149,400	22,636	0	25.12	26.91	7.11
大和ガス株式会社	一般	1 - 12月	2,587,807	2,288,951	298,856	317,304	335,603	447,958	0	25.81	24.90	▲ 3.53
桜井ガス株式会社	一般	1 - 12月	239,119	220,318	18,801	12,622	▲ 93,873	83,325	0	72.97	78.86	8.07

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の8)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年9月27日付け20240920中国第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の事後評価について及び令和6年11月7日付け20241107中国第4号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、福山瓦斯株式会社については、想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過しました。

福山瓦斯株式会社については、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和7年1月1日までに届出が行われない場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づき、託送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

水島瓦斯株式会社

法人番号 2260001014888

広島ガス株式会社

法人番号 2240001009205

瀬戸内パイプライン株式会社

法人番号 8240001015759

水島エルエヌジー株式会社

法人番号 9260001015302

岡山ガス株式会社

法人番号 5260001001009

福山瓦斯株式会社

法人番号 5240001032666

山口合同ガス株式会社

法人番号 6250001006503

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
水島瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	747,969	690,762	57,207	41,922	▲ 90,921	204,302	0	15.43	14.79	▲ 4.15
広島ガス株式会社	一般	4 - 3月	12,481,448	11,997,238	484,210	399,057	1,726,444	4,214,649	0	28.18	29.61	5.06
瀬戸内パイプライン株式会社	特定	4 - 3月	***	354,243	207,035	139,966	▲ 295,116	219,268	0	1.27	1.91	50.39
水島エルエヌジー株式会社	特定	4 - 3月	***	366,536	***	***	***	96,319	0	—	—	—
岡山ガス株式会社	一般	1 - 12月	4,853,413	5,378,761	▲ 525,348	▲ 506,276	▲ 1,833,383	1,486,040	0	27.24	29.84	9.54
福山瓦斯株式会社	一般	1 - 12月	2,123,027	2,048,647	74,380	72,219	▲ 76,314	500,435	0	39.74	25.67	▲ 35.41
山口合同ガス株式会社	一般	1 - 12月	7,002,923	6,925,302	77,621	94,559	0	4,632,143	0	—	—	0.00

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

(案の9)

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年9月27日付け20240920四国第8号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

四国ガス株式会社

法人番号4500001011652

四国電力株式会社

法人番号9470001001933

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
四国ガス株式会社	一般	4 - 3月	7,073,352	7,132,586	▲ 59,234	46,715	▲ 1,919,291	1,881,912	0	36.04	36.31	0.75
四国電力株式会社	特定	4 - 3月	3,315	4,686	▲ 1,371	▲ 1,373	▲ 2,459	20	0	－	－	－

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

九州経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価
について（回答）

令和6年9月27日付け20240920九州第7号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者のうち、大牟田瓦斯株式会社、三愛オブリ株式会社については想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過していました。

当該事業者からは、期日までに託送供給約款の料金改定の届出を行う予定との方針を聴取していますが、このまま令和7年4月1日までに届出が行われな
い場合、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について
(平成12・09・28資第8号)I第2(23)及び(39)⑤に基づき、託
送供給約款の変更を命ずることが適当であると認められます。

これ以外の事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した
事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、
いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処
分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号)I第2(23)
及び(39)⑤に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

(対象事業者)

大牟田瓦斯株式会社
筑紫ガス株式会社
高松ガス株式会社
久留米ガス株式会社
鳥栖ガス株式会社

法人番号 7290001053730
法人番号 2290001040907
法人番号 5290801011286
法人番号 7290001051593
法人番号 4300001006251

佐賀ガス株式会社	法人番号 5300001003512
九州ガス株式会社	法人番号 3310001007919
大分瓦斯株式会社	法人番号 1320001006228
宮崎瓦斯株式会社	法人番号 5350001001692
日本瓦斯株式会社	法人番号 4340001003385
加治木瓦斯株式会社	法人番号 7340001007846
国分隼人ガス株式会社	法人番号 6340001007244
九州ガス圧送株式会社	法人番号 2290001025908
三愛オブリ株式会社	法人番号 2010701003604
筑後ガス圧送株式会社	法人番号 8290001059157

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は 営業損失	託送供給関連部 門当期純利益又は 純損失	当期超過利潤累 積額又は欠損累 積額	一定水準額	一定水準 超過額	想定単価	実績単価	乖離率
大牟田瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	339,228	354,650	▲ 15,422	▲ 15,949	▲ 416,723	32,914	0	54.33	50.22	▲ 7.56
筑紫ガス株式会社	一般	4 - 3月	1,127,481	1,051,196	76,285	62,295	▲ 94,611	304,633	0	39.03	39.81	2.00
高松ガス株式会社	一般	4 - 3月	30,842	37,998	▲ 7,157	▲ 7,219	▲ 30,790	0	0	81.19	107.20	32.04
久留米ガス株式会社	一般	4 - 3月	920,293	815,798	104,495	73,112	84,433	95,635	0	—	—	—
鳥栖ガス株式会社	一般	4 - 3月	347,602	530,106	▲ 182,504	▲ 188,860	▲ 566,786	91,155	0	22.59	23.29	3.10
佐賀ガス株式会社	一般	4 - 3月	844,391	809,837	34,554	21,181	▲ 329,330	196,613	0	72.79	73.33	0.74
九州ガス株式会社	一般	4 - 3月	942,595	886,184	56,411	42,457	▲ 27,622	181,005	0	—	—	—
大分瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	2,040,854	1,802,769	238,085	113,466	▲ 203,093	484,637	0	—	—	—
宮崎瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	1,804,153	1,815,086	▲ 10,933	32,851	▲ 214,971	591,338	0	41.72	45.85	9.90
日本瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	3,126,066	2,883,563	242,503	179,425	55,223	1,021,721	0	31.33	31.93	1.92
加治木瓦斯株式会社	一般	4 - 3月	135,666	179,617	▲ 43,951	▲ 36,809	▲ 256,626	13,034	0	114.86	152.93	33.14
国分隼人ガス株式会社	一般	4 - 3月	95,762	83,040	12,722	9,075	▲ 61,107	9,683	0	96.58	107.83	11.65
九州ガス圧送株式会社	特定	4 - 3月	417,669	368,303	49,366	39,749	71,728	121,500	0	8.02	10.93	36.28
三愛オブリ株式会社	特定	4 - 3月	745,046	642,927	102,119	70,645	69,365	110,123	0	17.99	16.66	▲ 7.43
筑後ガス圧送株式会社	特定	4 - 3月	857,000	827,122	29,879	100,725	0	140,794	0	—	—	—

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「—」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。

経 済 産 業 省

20240904電委第1号
令和6年12月●日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和6年9月4日付け府経エ燃第315号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について、2023年度の収支状況を確認したところ、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過した事業者又は想定単価と実績単価の乖離率がマイナス5%を超過した事業者は、いずれも認められませんでしたので、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）I第2（23）に基づく託送供給約款の変更を命ずる対象はありませんでした。

記

（対象事業者）

沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

(別紙)

ガス導管事業者の2023年度託送収支確認結果

事業者名	ライセンス	事業年度	ストック管理（単位：千円）							フロー管理（単位：円、％）		
			営業収益	営業費用	営業利益又は営業損失	託送供給関連部門当期純利益又は純損失	当期超過利潤累積額又は欠損累積額	一定水準額	一定水準超過額	想定単価	実績単価	乖離率
沖縄ガス株式会社	一般	1 - 12月	1,252,998	1,170,883	82,115	56,753	15,504	453,059	0	33.943	40.709	19.93

※ 1 本託送収支の数値は、2024年9月末時点までに各社が公表した「託送収支計算書」、「超過利潤計算書」、「超過利潤累積額管理表」、「乖離率計算書」より抽出。また、当該数値はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 2 「***」：ガス事業託送供給収支計算規則第9条及び第11条の規定により公表されていない。

※ 3 「－」：原価算定期間中のため乖離率計算書を作成していない。